



彩の国  
埼玉県

令和7年度版  
(令和6年度実績)

児童相談所業務概要

# 埼玉の児童相談

埼 玉 県

中央・南・朝霞・川越・所沢・熊谷・越谷・草加

児 童 相 談 所

## はじめに

埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）で対応した令和6年度の児童虐待相談対応件数は15,781件で、前年度に比べ1,691件、9.7%の減少となりましたが、依然として高い水準で推移しています。

児童虐待相談を種別で見ると、夫婦間でのDV・目撃や児童への暴言などの「心理的虐待」が9,852件（全体の62.4%）で最も多く、また経路別では警察が10,065件（全体の63.8%）、次いで近隣・知人が1,454件（同9.2%）、家族・親戚が1,188件（同7.5%）となっています。

一方、一時保護件数（県児童相談所分）については2,227件と横這いになっています。児童福祉施設や里親への一時保護委託は減りましたが、その分一時保護所での一時保護が増え、各一時保護所では定員超過の常態化という状況が顕著になっています。

こうした中、埼玉県では、令和7年4月、朝霞市に県の8番目の児童相談所として、一時保護所を併設した朝霞児童相談所を開設しました。県西部の児童相談所の管轄面積がコンパクトになり、より一層、迅速かつきめ細かな相談対応が可能になると共に、県の一時保護所の定員増を図ったところです。

今後もこのようなハード面の充実とともに、児童相談所では、児童虐待対応をはじめとした様々な課題に対し、こどもに関する専門的相談機関として、新たな取組や業務運営を工夫しながら、市町村をはじめとした地域の関係機関・関係者と連携を図り、こどもたちの健やかな成長・発達、自立のため業務を推進してまいります。

また、今年度埼玉県では、こどもや若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、これまでの取組の充実を図りつつ新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指すための「埼玉県こども・若者計画」を策定しました。児童相談所においても、里親等委託率の向上等を通じて、こども・若者や子育て当事者を含む、全ての県民にとって「日本一暮らしやすい埼玉県」づくりを進めてまいります。

この冊子は、令和6年度の県下7児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にしていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和7年11月

埼玉県中央児童相談所長 岡田 真彦

## 目 次

### 第1部 児童相談所の概要

1 管轄区域	1
2 児童相談所の歩み	4
3 組 織	7
4 担当の主な業務	8
5 相談の流れ	9
6 相談の内容	11

### 第2部 業務の概要

1 相談の受付と援助の状況	12
(1) 相談の状況	12
(2) 相談内容別の受付と援助の状況	14
ア 養護相談	14
イ 障害相談	19
ウ 非行相談	21
エ 育成相談	23
オ 保健相談・その他の相談	24
(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル	24
2 活動状況	25
(1) 児童福祉司の活動状況	25
(2) 児童心理司の活動状況	26
(3) 「家族支援」の取組みについて	26
(4) 児童精神科医の診察等の状況	28

## 目 次

(5) 一時保護の状況 .....	29
3 児童福祉施設・里親等の状況 .....	33
(1) 児童福祉施設 .....	33
(2) 里親等 .....	35
第3部 資 料	
1 相談件数等の推移 .....	44
2 統計（福祉行政報告例） .....	47
(1) 全児童相談所 .....	47
(2) 中央児童相談所 .....	52
(3) 南 児童相談所 .....	57
(4) 川越児童相談所 .....	62
(5) 所沢児童相談所 .....	67
(6) 熊谷児童相談所 .....	72
(7) 越谷児童相談所 .....	77
(8) 草加児童相談所 .....	82
3 診 断 .....	87
4 里親委託 .....	88
5 児童虐待防止対策事業 .....	90
6 児童相談法的対応強化事業 .....	96
7 地域・家庭支援活動 .....	96
8 職員研修等 .....	97

---

## 第1部

---

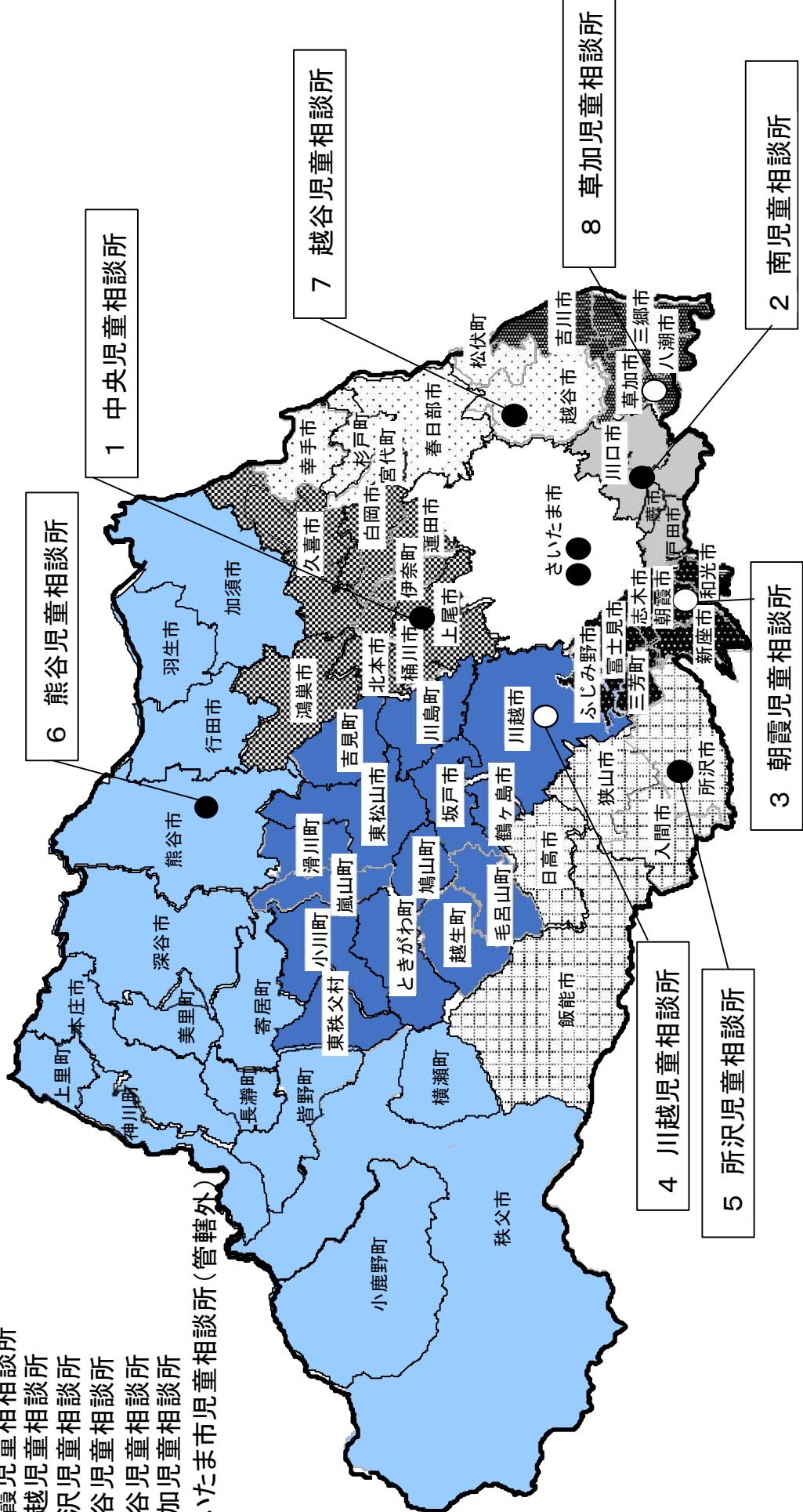
### 児童相談所の概要

---

埼玉県では、現在、8つの児童相談所を設置して、18歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

管轄区域（令和7年4月1日現在）

中央児童相談所  
南児童相談所  
霞児童相談所  
川越児童相談所  
所沢児童相談所  
熊谷児童相談所  
越谷児童相談所  
草加児童相談所  
さいたま市児童相談所



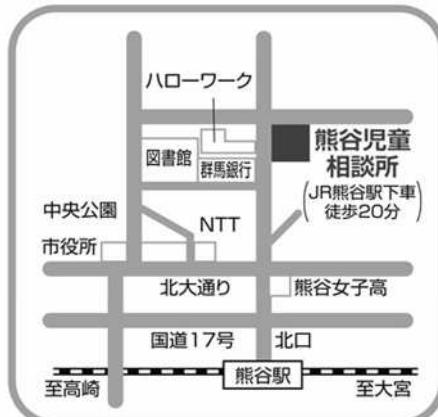
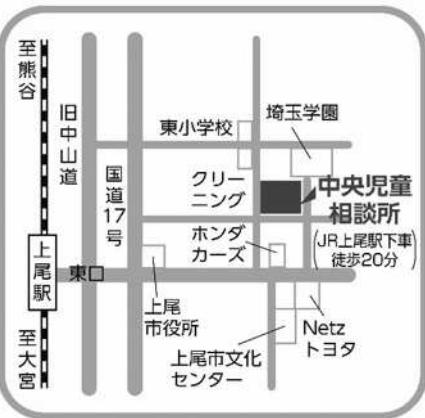
管轄区域、人口等（令和7年4月1日）

	児童相談所別								計
	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市	川口市	朝霞市	川越市	所沢市	熊谷市	春日部市	草加市	
	上尾市	蕨市	志木市	東松山市	飯能市	行田市	越谷市	八潮市	
	桶川市	戸田市	和光市	坂戸市	狭山市	秩父市	幸手市	三郷市	
	久喜市		新座市	鶴ヶ島市	入間市	加須市	宮代町	吉川市	
	北本市		富士見市	毛呂山町	日高市	本庄市	杉戸町		
	蓮田市		ふじみ野市	越生町		羽生市	松伏町		
	白岡市		三芳町	滑川町		深谷市			
	伊奈町			嵐山町		横瀬町			
				小川町		皆野町			
				川島町		長瀬町			
				吉見町		小鹿野町			
				鳩山町		美里町			
				ときがわ町		神川町			
				東秩父村		上里町			
						寄居町			
	7市1町	3市	6市1町	4市9町1村	5市	7市8町	3市3町	4市	39市22町1村
人口(人)	796,603	825,859	738,733	782,570	766,312	827,878	725,671	560,172	6,023,798
児童人口(人)	106,794	116,554	108,831	101,688	98,651	106,262	96,487	78,859	814,126
世帯数(世帯)	369,438	418,315	361,132	375,569	373,828	383,587	348,616	274,955	2,905,440
面積(km <sup>2</sup> )	307.52	85.25	110.95	626.53	406.32	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和7年1月1日現在（県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※ 面積は、令和7年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

## 児童相談所の案内図



## 2 児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 (与野市二度栗山) 熊谷児童相談所開設 (熊谷市石原、熊谷市母子寮内) 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始(里親登録者3名・委託児童8名) 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転(浦和市仲町)	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市熊谷)	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所練云(浦和市三室久美学園内)	
34年	附設児童一時保護所新築・移転(浦和市西堀)	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		3歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		3歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の400人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設(川越地方庁舎内) 熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市箱田)	身体障害者(児)実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正(委託児童を扶養家族に認定) 第3回全国身体障害者スポーツ大会開催(上尾市)
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転(与野市本町)	重症心身障害児特殊寢台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転(浦和市元町)	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の958人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設(越谷市恩間)	厚生省が里親促進事業を開始 70歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能(援助・連絡)加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転(川越市宮元町)	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者日（12月9日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第2子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭110番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等5か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、48時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立50周年記念大会開催 第4回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員1名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士の配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル#7171開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） (草加市西町)	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル189（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
2年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
3年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
4年		R4.4.1改正民法施行（成年年齢20歳から18歳に引き下げ） R4.12.15「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定 R4.12.16民法等の一部を改正する法律施行（懲戒権に関する規定等の見直し）
5年	R5.3.13熊谷児童相談所新築・移転 (熊谷市箱田) R5.4.1熊谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	R5.4.1こども家庭庁発足 R5.4.1こども基本法施行
6年		R6.4.1改正児童福祉法施行（こども家庭センターの設置、里親支援センターの位置づけ、児童自立生活援助の利用弾力化、こどもの権利擁護に係る環境整備、一時保護施設の設備・運営基準の策定）
7年	R7.4.1朝霞児童相談所開設（朝霞市青葉台）	R7.6.1改正児童福祉法施行 (一時保護開始時の司法審査を導入) R7.10.1改正児童福祉法施行 (保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設) R7.10.20改正児童虐待防止法施行 (一時保護中児童の面会通信等制限)

3 組織(令和7年4月1日) (実数)

			児童相談所							
			中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所長	長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副所長	長				1					1
医幹	幹	1								
総務、心理相談、心理支援、保護	副所長	1	1	1			1	1	1	
	担当部長・担当課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	主任・主事等	3	2	2	2	2	2	3	2	
	担当部長(児童心理司)	1	1	1	1	1	1	1	1	
	担当課長(児童心理司)			1	1	1	1	1	1	
	児童心理司	9	11	7	7	7	9	10	7	
	担当課長(児童心理司)	1							1	
	児童心理司	6	6	7	7	7	4	5	4	
	担当部長(児童指導員)	1	1	1			1	1	1	
	担当課長(児童指導員、保育士)	2	1	2			2	2	1	
担当	児童指導員	9	14	12			11	15	12	
	保育士	8	7	10			6	10	6	
	看護師	1	1	1			1	1	1	
	心理療法担当職員	1	1	1			1	1	1	
	栄養士(兼務)	(1)	(1)	(1)			(1)	(1)	(1)	
	副所長	1	1	1			1	1	1	
	担当部長(児童福祉司)									1
	主任・主事					1	2			
	児童福祉司	1	2	1				1	1	1
	担当部長(児童福祉司)	1	1	2	1	1	2	3		
企画調整	担当課長(児童福祉司)	1	1	1	1			1	1	1
	児童福祉司	12	17	11	10	11	12	17	10	
	主任・主事					1				
	社会福祉主事等(兼務)							(3)		
	保健師(兼務)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(4)	(2)	(1)	
	担当課長長	1	1	1	1			1	1	1
	担当課長(児童福祉司)	1	1				2	1		
	児童福祉司	7	12	11	10	11	7	8	8	
	主任・主事	1							1	
	担当課長(児童福祉司)	1	1			1	1			1
企画調整	児童福祉司	9	8	8	8	8	13	6	5	
	主任・主事			1		1				
	計(兼務を除く)	85	93	85	54	82	89	83	46	

会計年度任用職員	主任心理相談員	1								
	心理相談員		1			1	1	1	1	
	児童心理支援員		1		1	1	1	1	1	
	心理職員	1	1						1	
	学習指導員	2	2			2	3	2		
	学習補助員	4	2			1	3	3		
	市町村支援員	3								
	児童相談専門員	2	2		2	2	2	2	2	2
	虐待対応専門員	1							1	
	虐待対応相談員	2	2		2	2	2	1	3	
	里親等委託調整員	2	2	2	2	2	3	2		
	里親委託強化推進員	1	1		1	1			1	
嘱託	医師	4	7	4	3	4	3	9	3	
	弁護士	1	1	1	1	1	1	1	1	

## 4 担当の主な業務

### 心理相談担当

- 相談の受付
- 診断会議に関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 療育手帳交付に係る業務
- 特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
- 医学診断に関する業務
- 保護者への精神医学的・心理学的支援

### 心理支援担当

- 措置児童の家族支援プログラムに関する業務
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 児童相談所カウンセリング強化事業
- 措置後の保護者への精神医学的・心理学的支援
- 家族援助技術の実施・調整に係る業務

### 虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

- 相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
- 児童保護者に対する訪問指導
- 処遇会議に関する事務及び児童福祉法第26条、第27条に規定する措置の手続き
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
- 児童福祉法第30条の届出に関する業務
- 児童の安全確認に関する業務
- 関係機関との連携
- 受理会議に関する事務
- 継続指導
- 統計事務に関する業務
- ケースファイルの整理保管

### 家族・自立支援担当

- 措置児童の家族支援プログラムに関する業務
- 継続指導
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 障害者総合支援法関連業務
- 家族援助技術の実施・調整に係る業務

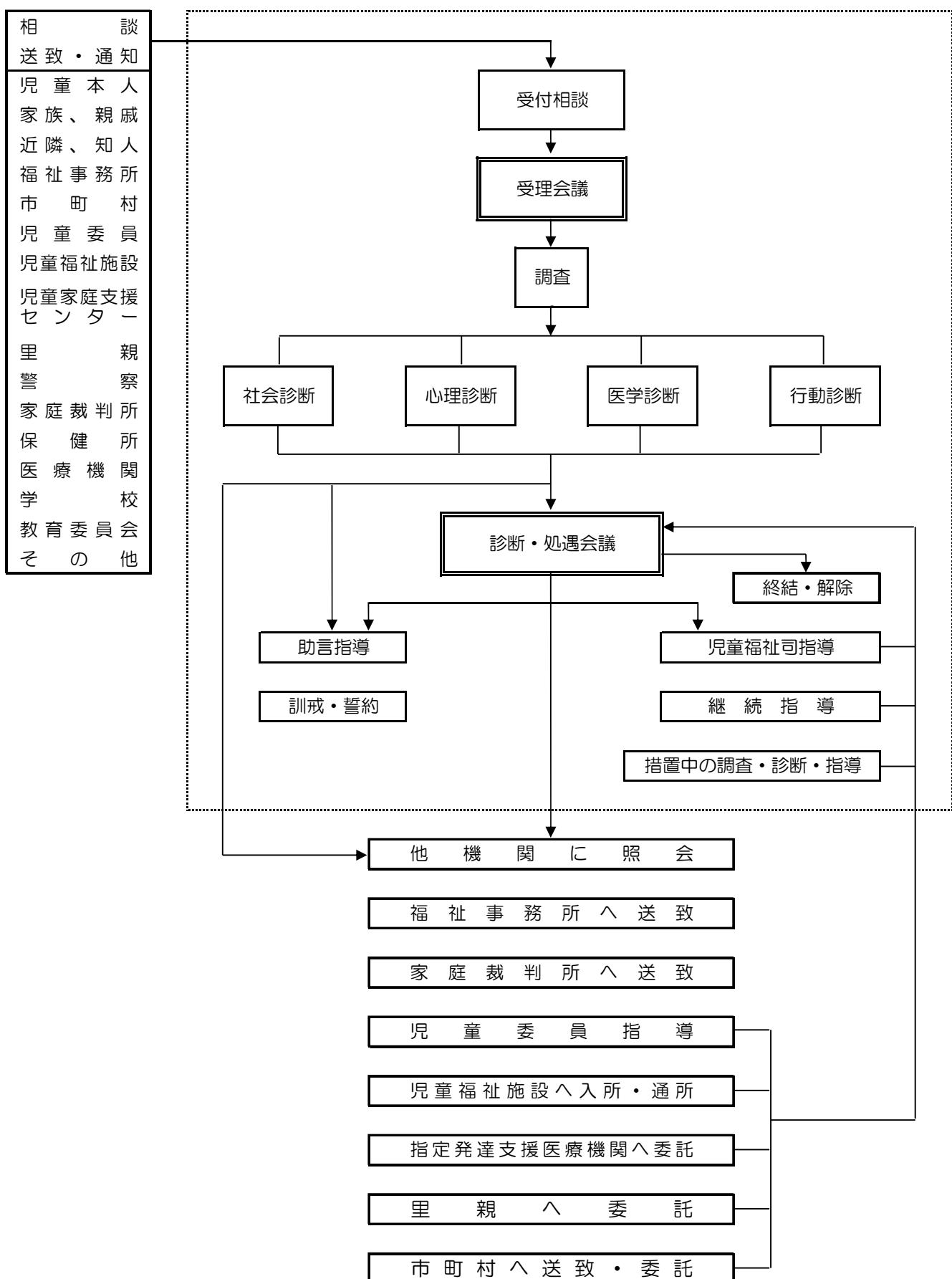
### 里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- 里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- 市町村職員研修に関する業務
- 実習生の受け入れに関する業務
- 地域の関係機関との連携強化に関する業務
- 要保護児童対策地域協議会に関する業務
- 市町村への支援に関する業務

### 保護担当〔中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕

- 一時保護の実施
- 一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導
- 一時保護児童への心理支援・心理教育

## 5 相談の流れ



## 【「相談の流れ」の中の用語の説明】

### 【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

### 【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

### 【処遇会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

### 【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。

一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。

（法第12条第3項）

### 【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。

（法第12条第3項）

### 【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。

（法第27条第1項第2号）

### 【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。

入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。

通所施設には、児童心理治療施設がある。

（法第7条）

### 【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。

（法第6条の4）

## 6 相談の内容

### 養護相談

- 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- 弃児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- 養子縁組に関する相談

### 保健相談

- 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

### 障害相談

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 肢体不自由相談   | • 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談              |
| 視聴覚障害相談   | • 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談            |
| 言語発達障害等相談 | • 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談 |
| 重症心身障害相談  | • 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談         |
| 知的障害相談    | • 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談  |
| 発達障害相談    | • 知的発達に遅れのある児童に関する相談                |
|           | • 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談        |

### 非行相談

- |         |   |
|---------|---|
| ぐ犯行為等相談 | • 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談 |
|         | • 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談                  |
|         | • 触法行為があったと思われても警察署から通告のない児童に関する相談            |
| 触法行為等相談 | • 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談      |
|         | • 14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談        |

### 育成相談

- |          |  |
|----------|--|
| 性格行動相談   | • 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談 |
| 不登校相談    | • 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談                                 |
| 適性相談     | • 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談   |
| 育児・しつけ相談 | • 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談  |

### その他の相談

- 以上のいずれにも該当しない相談

---

## 第2部

---

### 業務の概要

(令和6年度の実績)

---

## 1 相談の受付と援助の状況

### 児童虐待相談の受付件数及び対応件数について

令和3年度まで 相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースも含む件数。

令和4年度以降 令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを除外した件数。

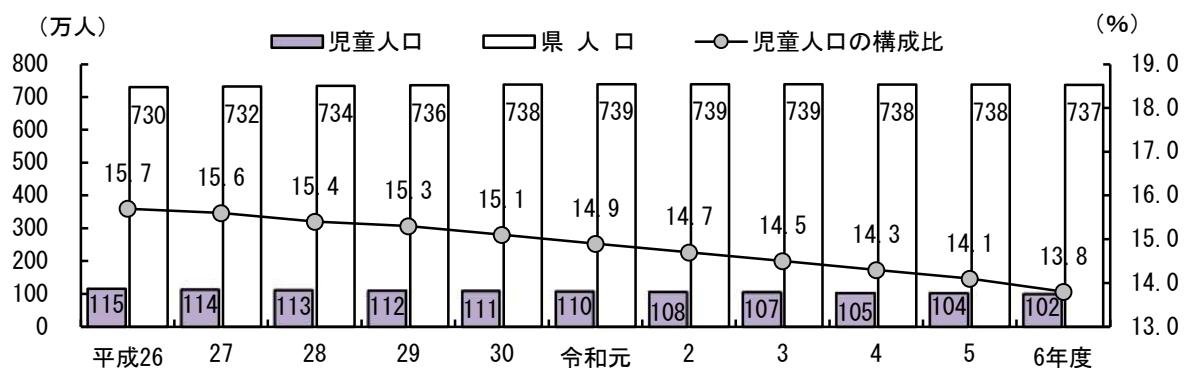
虐待行為がないことが確認されたケースは、従たる相談種別により分類。

#### (1) 相談の状況

##### ア 児童人口（令和7年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成26年度の約115万人から令和6年度は約102万人となり、この10年間で約13万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この年間で約1.9ポイント低下し、令和6年度には13.8%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）

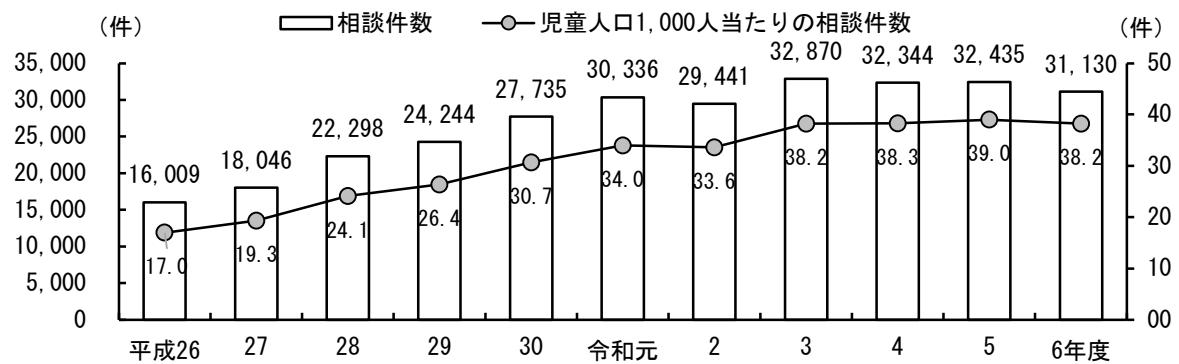


##### イ 相談件数（福祉行政報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和6年度は31,130件で、前年度に比べ1,305件、4.0%の減少となっている。

また、令和6年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、38.2件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の56.9%を占めており、以下、障害相談26.1%、育成相談6.6%、非行相談2.2%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の17,712件の中には、児童虐待相談の13,205件が含まれる。これは令和6年度に受けた相談の総件数31,130件の42.4%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	R2年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度
養護相談	18,718	19,446	20,184	19,423	17,712
保健相談	34	27	41	45	53
障害相談	5,112	8,053	7,030	7,445	8,120
非行相談	424	478	647	713	699
育成相談	1,411	1,587	1,839	2,110	2,049
その他の相談	3,742	3,279	2,603	2,699	2,497
計	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130

エ 経路別受付状況（福祉行政報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の37.8%、次に「都道府県・市町村」が27.6%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。

表2 経路別受付状況

受付経路	R2年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度
都道府県・市町村	6,341	8,201	7,772	8,058	8,595
児童福祉施設・里親等	135	156	167	163	166
警察等	12,939	13,094	14,109	13,443	11,767
家庭裁判所	101	79	78	91	85
学校・教育委員会等	985	1,045	958	1,090	1,098
保健所・医療機関	354	375	393	422	392
家族・親戚	5,449	6,421	5,890	6,177	6,181
児童本人	337	372	351	330	328
児童委員	13	7	9	4	1
近隣・知人	2,209	2,529	2,037	2,036	1,920
その他	578	591	580	621	597
計	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130

## (2) 相談内容別の受付と援助の状況

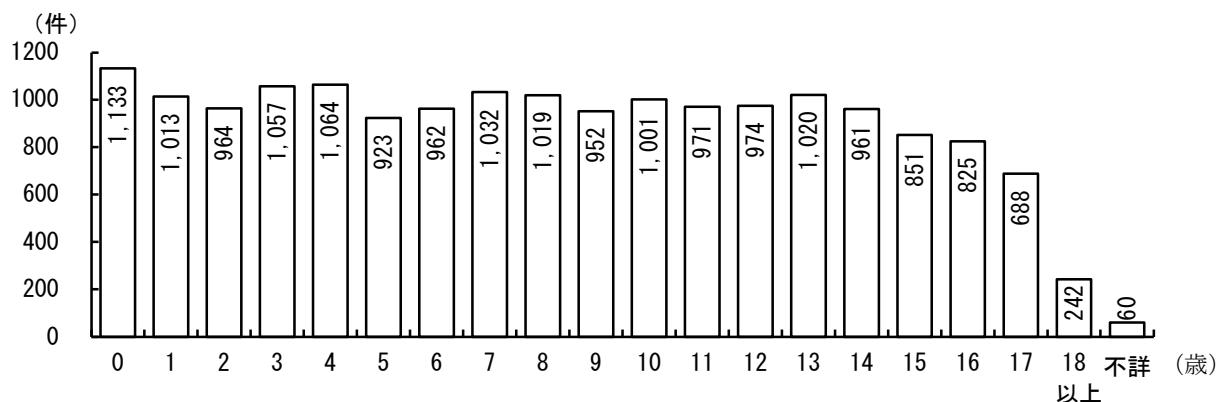
### ア 養護相談（福祉行政報告例第44表より）

#### (ア) 年齢別受付状況

養護相談 17,712 件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は 6,154 件で、養護相談全体の 34.7% を占めている。年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

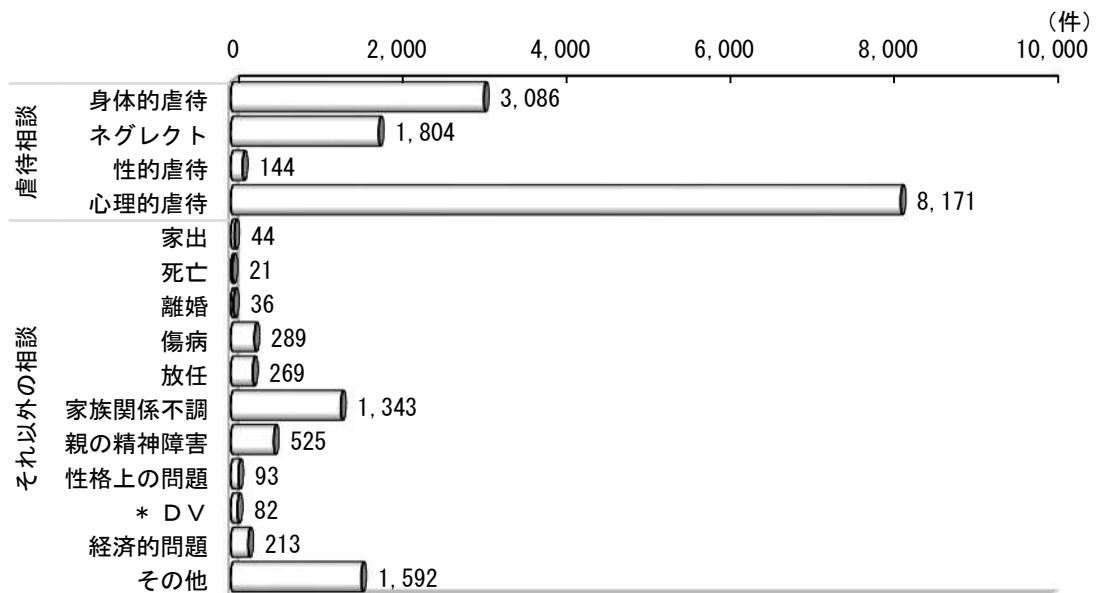
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えて施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



#### (イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



\*「DV」は「心理的虐待」に当たるものは除いている。

#### (ウ) 虐待相談の対応状況（さいたま市を含む）

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和6年度には15,781件となり、令和5年度から1,691件減少した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が9,852件(62.4%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,631件(23.0%)、「ネグレクト」2,114件(13.4%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移（さいたま市を含む）

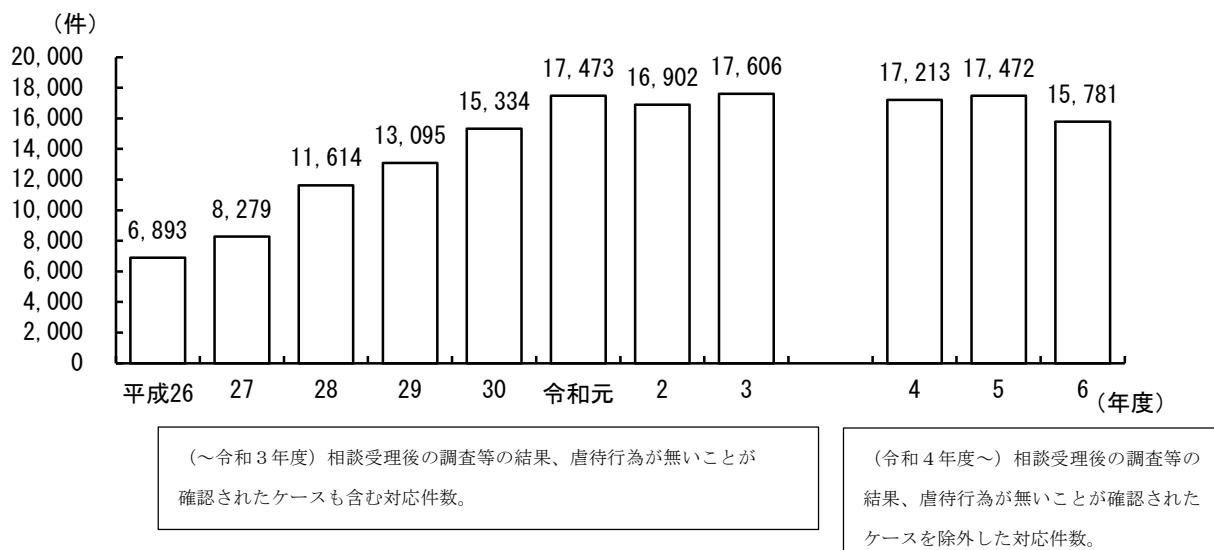


表3 虐待相談の内容（さいたま市を含む※）

※ ○ 内数字は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
令和2年度	3,819 (711)	2,339 (506)	142 (28)	10,602 (1,996)	16,902 (3,241)
令和3年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)

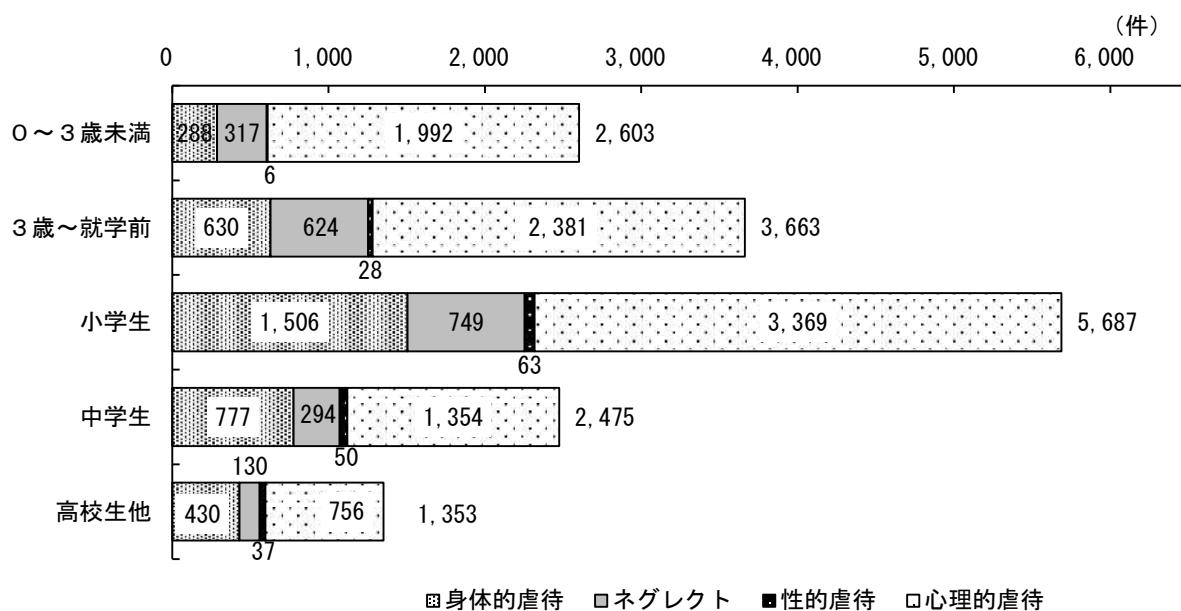
相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	3,608 (705)	2,781 (655)	172 (49)	10,652 (1,933)	17,213 (3,342)
令和5年度	3,765 (637)	2,568 (495)	162 (32)	10,977 (1,957)	17,472 (3,121)
令和6年度	3,631 (612)	2,114 (357)	184 (33)	9,852 (1,730)	15,781 (2,732)

注) 対応件数。

虐待を受けた児童の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が6,266件、全体の39.7%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況（さいたま市を含む）



主な虐待者を見ると、実母が全体の47.6%を占め最多い。実父の数を合わせると両者で全体の91.3%を占めている。

図7 主な虐待者（さいたま市を含む）

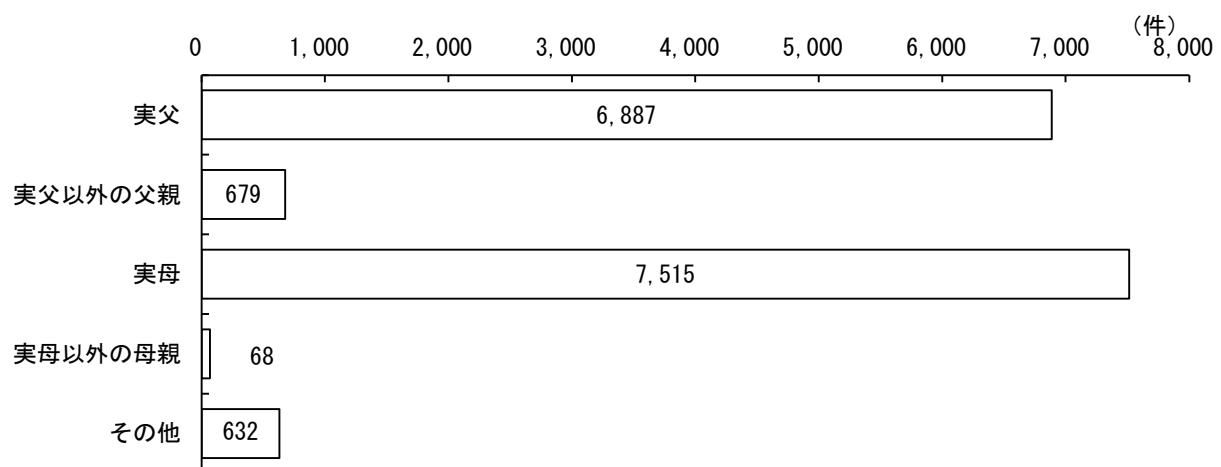


表4 主な虐待者の内訳（さいたま市を含む）

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

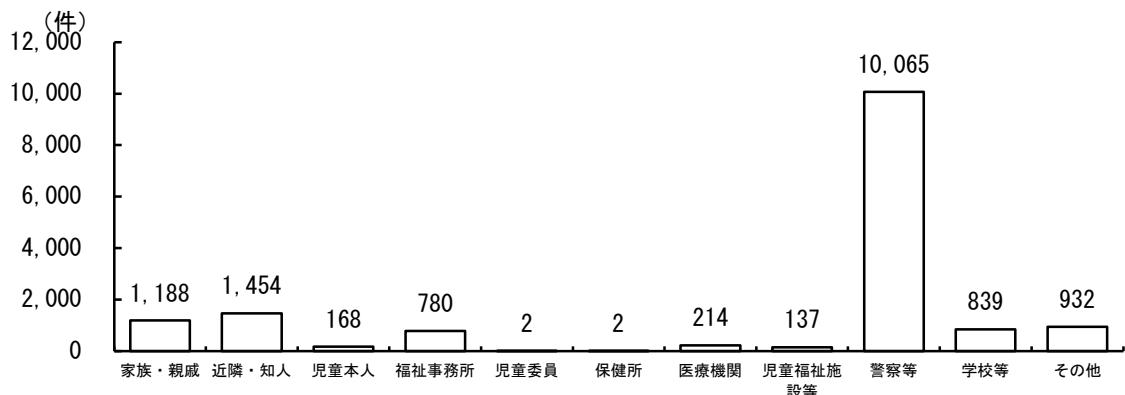
	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他	計
令和2年度	6,849	763	8,045	61	1,184	16,902
令和3年度	7,217	795	8,454	94	1,046	17,606

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	7,157	750	8,464	61	781	17,213
令和5年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472
令和6年度	6,887	679	7,515	68	632	15,781

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の63.8%、次いで近隣・知人の9.2%、家族・親戚の7.5%となっている。

図8 虐待相談の通告経路（さいたま市を含む）



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	4年度	5年度	6年度	児相	市町村名	4年度	5年度	6年度	
中央	鴻巣市	179	214	220	所沢	所沢市	746	745	625	
	上尾市	566	513	529		飯能市	108	121	98	
	桶川市	127	101	105		狭山市	318	334	261	
	久喜市	262	260	288		入間市	331	358	293	
	北本市	136	135	112		朝霞市	331	305	352	
	蓮田市	173	146	134		志木市	238	218	189	
	白岡市	61	75	61		和光市	216	211	178	
	伊奈町	114	115	93		新座市	239	315	328	
	管外・不明・県外	51	62	44		管外・不明・県外	48	89	48	
南	川口市	1,550	1,586	1,384	熊谷	熊谷市	325	447	370	
	蕨市	166	174	146		行田市	190	270	236	
	戸田市	285	311	254		秩父市	92	92	78	
	管外・不明・県外	49	23	53		加須市	298	266	224	
川越	川越市	705	672	765		本庄市	196	183	140	
	東松山市	239	248	155		羽生市	86	96	90	
	富士見市	280	289	277		深谷市	289	315	220	
	鶴ヶ島市	165	143	171		横瀬町	10	10	9	
	日高市	96	127	100		皆野町	13	16	5	
	坂戸市	209	170	196		長瀬町	22	13	4	
	ふじみ野市	270	272	246		小鹿野町	6	9	19	
	三芳町	68	87	50		美里町	6	7	13	
	毛呂山町	65	58	36		神川町	15	9	16	
	越生町	29	28	18		上里町	76	54	68	
	滑川町	35	36	36		寄居町	40	51	50	
	嵐山町	8	43	50		管外・不明・県外	5	16	26	
	小川町	38	36	68		春日部市	590	552	514	
	川島町	23	30	32		越谷市	1,019	1,084	903	
	吉見町	31	32	25		幸手市	102	109	100	
	鳩山町	25	15	17		宮代町	60	80	65	
	ときがわ町	22	36	24		杉戸町	86	96	77	
	東秩父村	0	2	2		松伏町	66	65	81	
	管外・不明・県外	48	69	67		管外・不明・県外	56	32	55	
児相別計(6年度)										
中央 1,586 件										
南 1,837 件										
川越 2,335 件										
所沢 2,372 件										
熊谷 1,568 件										
越谷 1,795 件										
草加 1,556 件										
県児相 小計 13,871										
さいたま市児相 3,342										
合計 17,213										
17,472										
15,781										

注) 児童虐待相談の件数については、12頁参照。

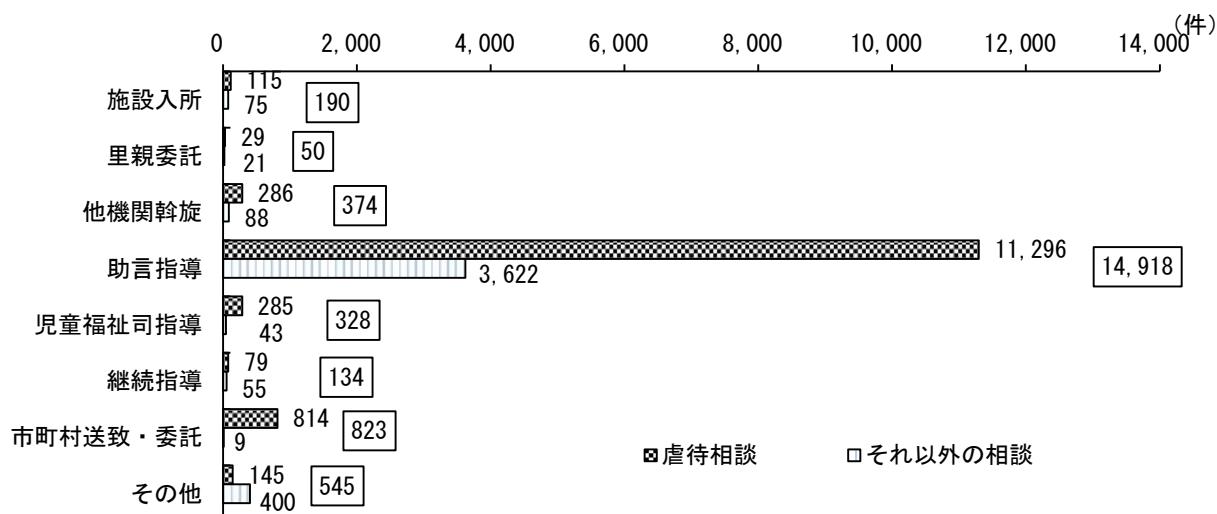
## (工) 対応状況

児童相談所で受けた養護相談で、令和6年度中に何らかの対応を行ったものは17,362件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」は合わせて240件あり、全体の1.4%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談対応件数（福祉行政報告例第45表より）



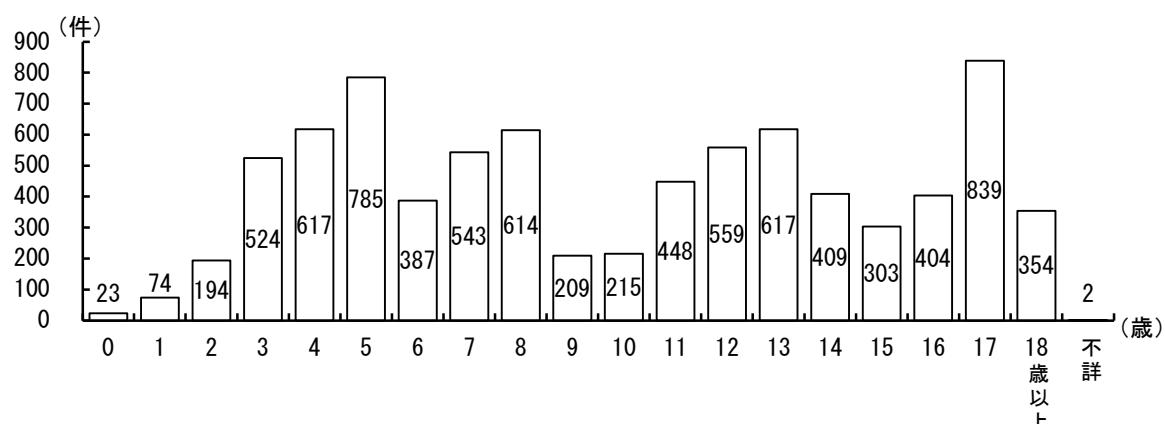
## イ 障害相談

### (ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

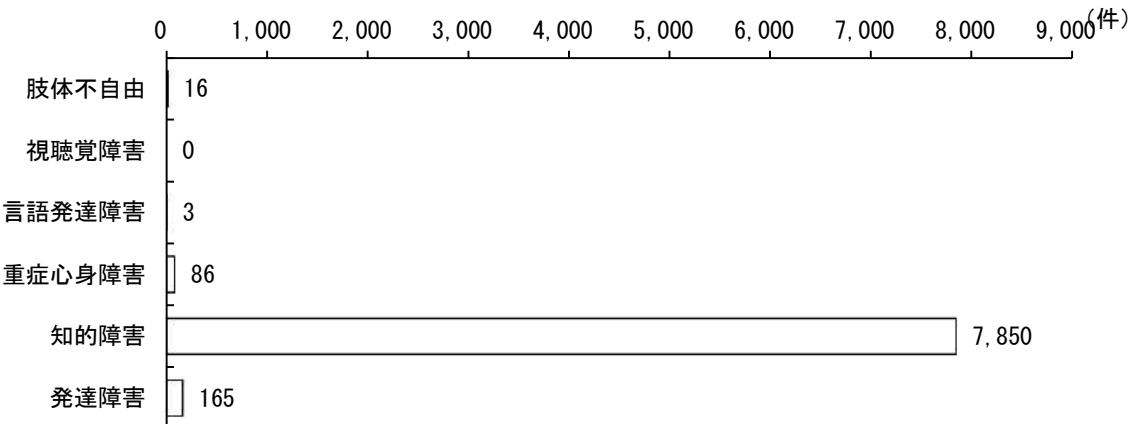
図10 障害児童相談年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）



#### (イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和6年度に相談を受けた8,120件のうち知的障害相談が7,850件（96.7%）を占めている。

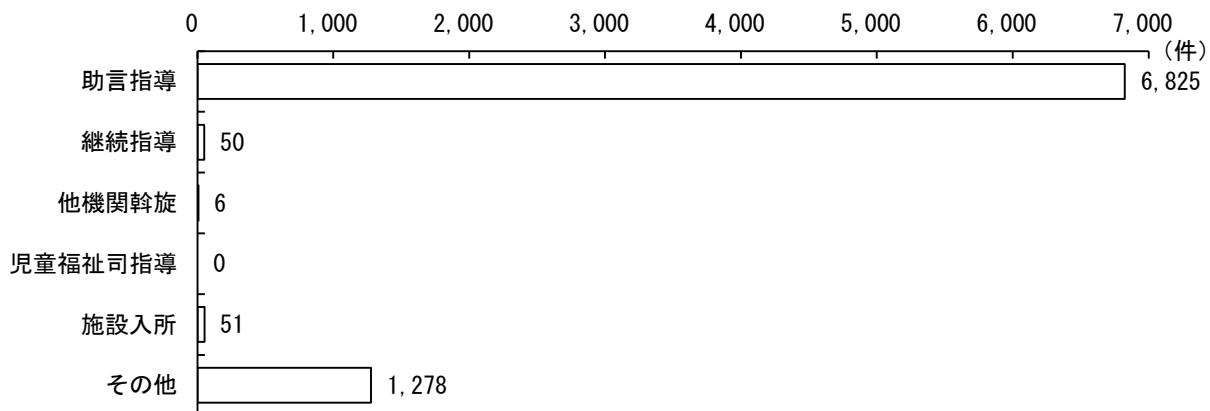
図11 障害相談の内容別件数



#### (ウ) 援助状況

障害相談で、令和6年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は8,210件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図12 障害相談の援助内容別件数（福祉行政報告例第45表より）



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談8,210件を内容から見ると、「助言指導」が6,825件であり、全体の83.1%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種類別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他機関	あつせん	児童福祉司	指導	施設入所	その他	計
肢体不自由相談	5	8	0	0	0	8	1	22	
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	29	30	0	0	0	29	6	94	
知的障害相談	6,650	12	4	0	14	1,245	7,925		
発達障害相談	138	0	2	0	0	26	166		
計	6,825	50	6	0	51	1,278	8,210		

注) 施設入所には、措置4件と利用契約47件とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になつても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

#### ウ 非行相談

##### (ア) 年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

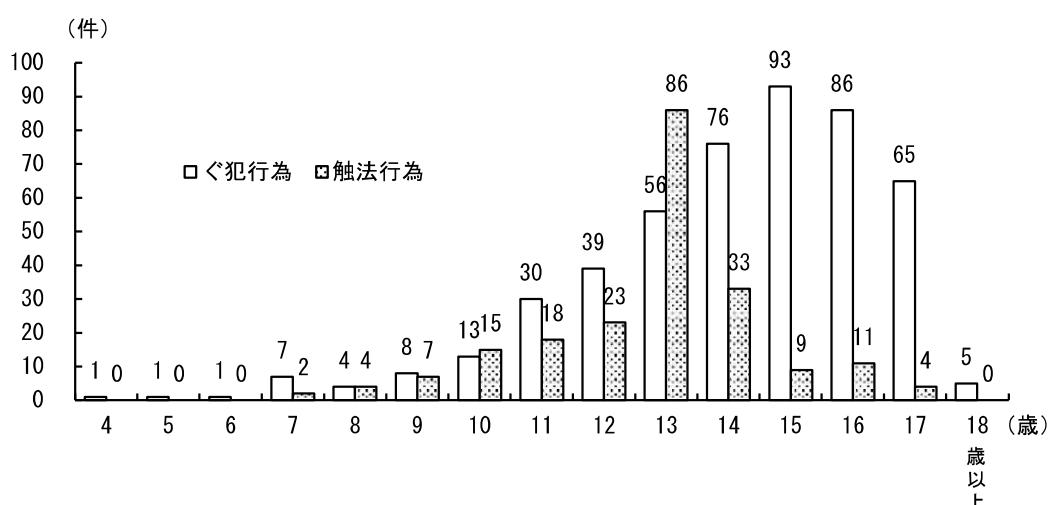
令和6年度に受理した非行相談の数は699件であり、前年度の713件から14件減少した。全相談受付件数31,130件の2.2%を占めている。

相談の内訳は、ぐ犯行為等相談が487件、触法行為等相談が212件であった。

ぐ犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が353件を数え、全体の50.5%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、重篤な対応困難なケースも少なくない。

図13 ぐ犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が176件で最も多く、36.1%を占めている。

触法行為等相談では、「窃盗」が104件で最も多く、49.1%を占める。

表7 ぐ犯行為等相談内容別受付状況

	家出 ・ 放浪	窃 盗	外夜 泊遊 ・ び	持 ち 出 し	乱 暴	不 良 交 友	不 純 異 性 交 遊	傷 害	飲 酒 ・ 喫 煙	怠 学	そ の 他	計
男	54	23	30	40	14	7	3	9	2	42	224	
女	122	16	61	21	7	13	0	6	0	9	255	
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	8	
計	176	40	91	61	21	20	3	15	2	58	487	

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃 盗	強 盗	器 物 破 損	傷 害	恐 喝	わ い せ つ 姦	放 火	そ の 他	計
男	82	2	5	26	6	29	5	21	176
女	22	0	0	7	1	1	0	4	35
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	104	2	5	33	7	30	5	26	212

(ウ) 援助状況（福祉行政報告例第45表より）

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談691件のうち、572件（82.8%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは14件（2.0%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	409	12	27	7	7	2	17	481
触法行為等相談	163	7	12	5	7	5	11	210
計	572	19	39	12	14	7	28	691

注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。

2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。

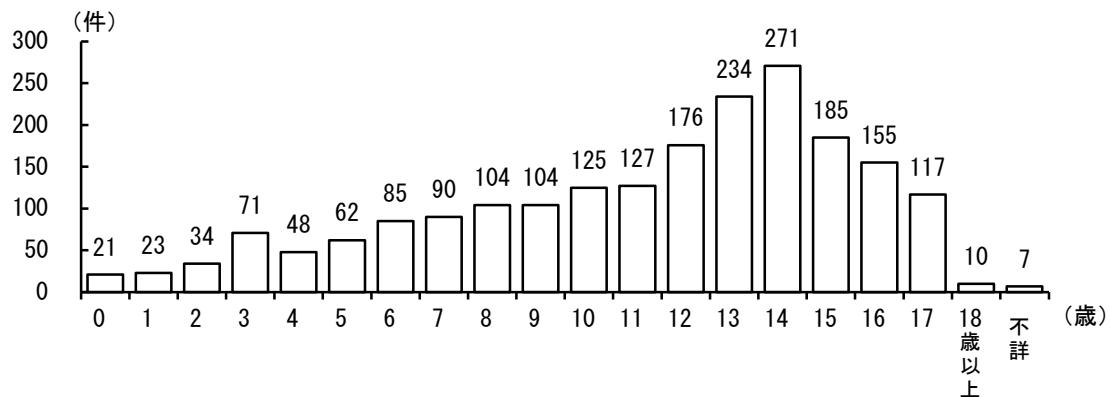
3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

## 工 育成相談

### (ア) 年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

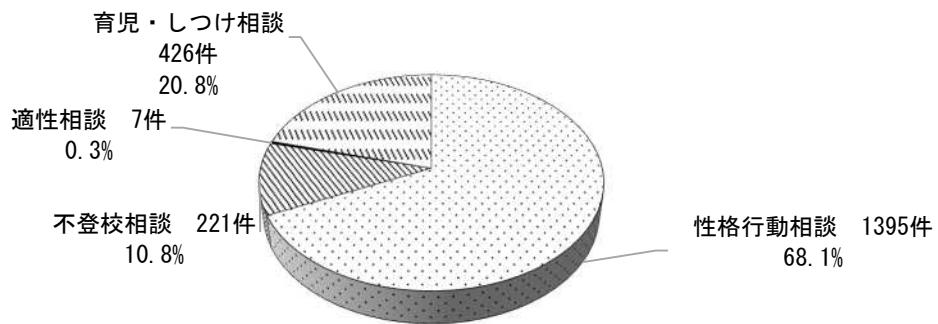
令和6年度の受付件数は2,049件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



### (イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



### (ウ) 援助状況（福祉行政報告例第45表より）

育成相談について、令和6年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	施設入所 ・里親委託	その他	計
性格行動相談	1,265	27	22	4	3	54	1,375
不登校相談	196	3	2	0	0	20	221
適性相談	6	0	0	0	0	1	7
育児・しつけ相談	355	1	3	0	0	64	423
計	1,822	31	27	4	3	139	2,026

才 保健相談・その他の相談（福祉行政報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	その他	計
保健相談	46	0	0	0	5	51
その他の相談	1,125	1	72	3	1,293	2,494

（3）休日夜間児童虐待通報ダイヤル

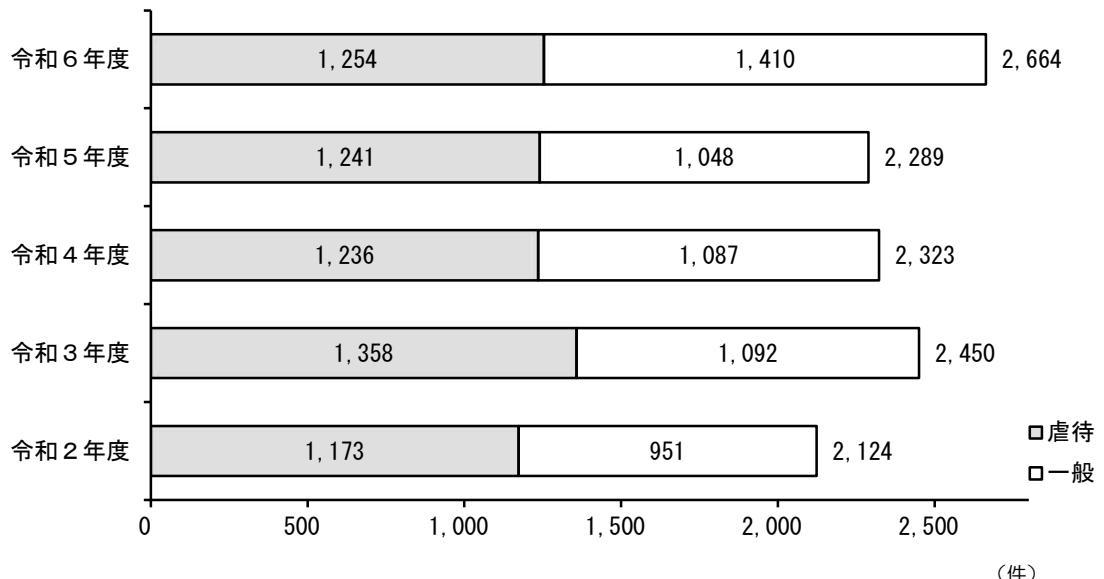
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和6年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,664件で、前年度に比べ16.4%増加した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は2千件以上の通報が寄せられている。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜 間 (18時～22時)	深 夜・早 朝 (22時～翌8時半)	休日の日中 (8時半～18時)	合 計
虐 待 通 報	514	351	389	1,254
虐待以外の相談	593	391	426	1,410
受 付 合 計	1,107	742	815	2,664

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



## 2 活動状況

### (1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

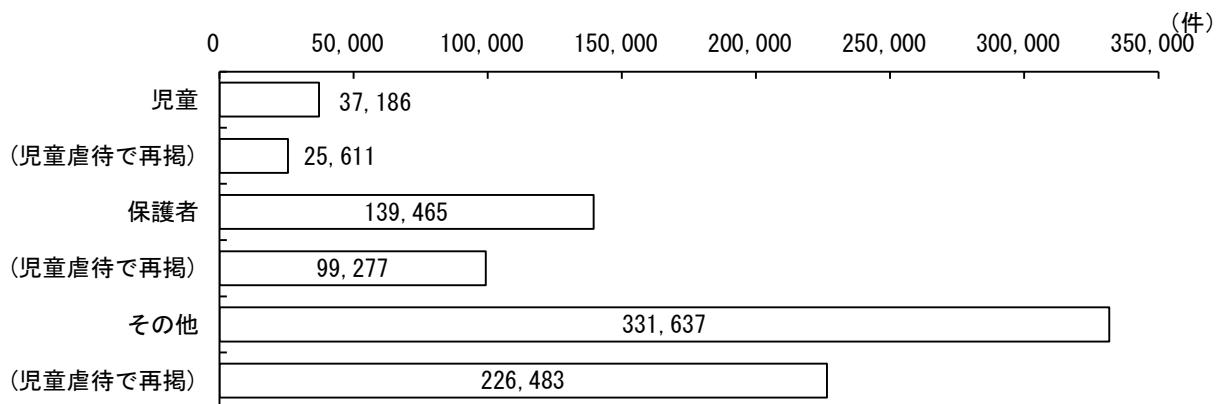
#### ア 調査・社会診断（福祉行政報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となって行う。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和6年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ508,288件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断



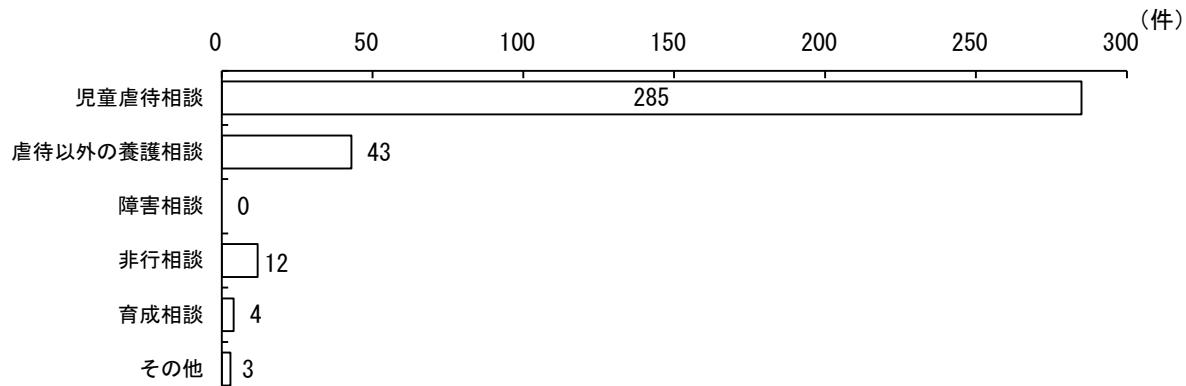
対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の65.2%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

#### イ 児童福祉司指導（福祉行政報告例第45表より）

令和6年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は347件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の94.5%を占めている。

児童虐待相談では、在宅指導にするものが多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少くない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

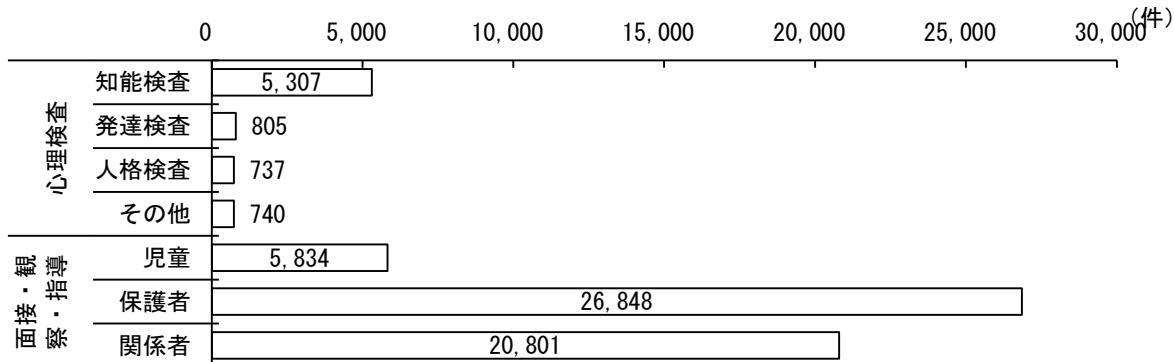


## (2) 児童心理司の活動状況

### ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（福祉行政報告例第48表より）

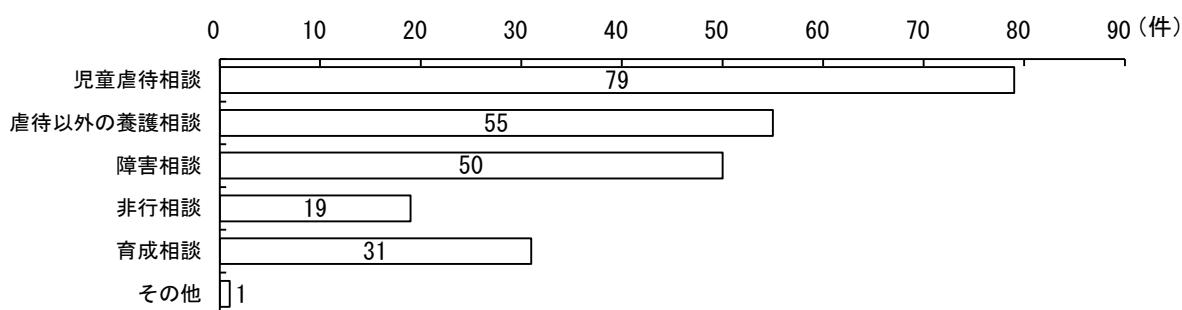


### イ 繼続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和6年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて235件である。児童虐待相談を含む養護相談が134件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（福祉行政報告例第45表より）



## (3) 「家族支援」の取組みについて

### ア 背 景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

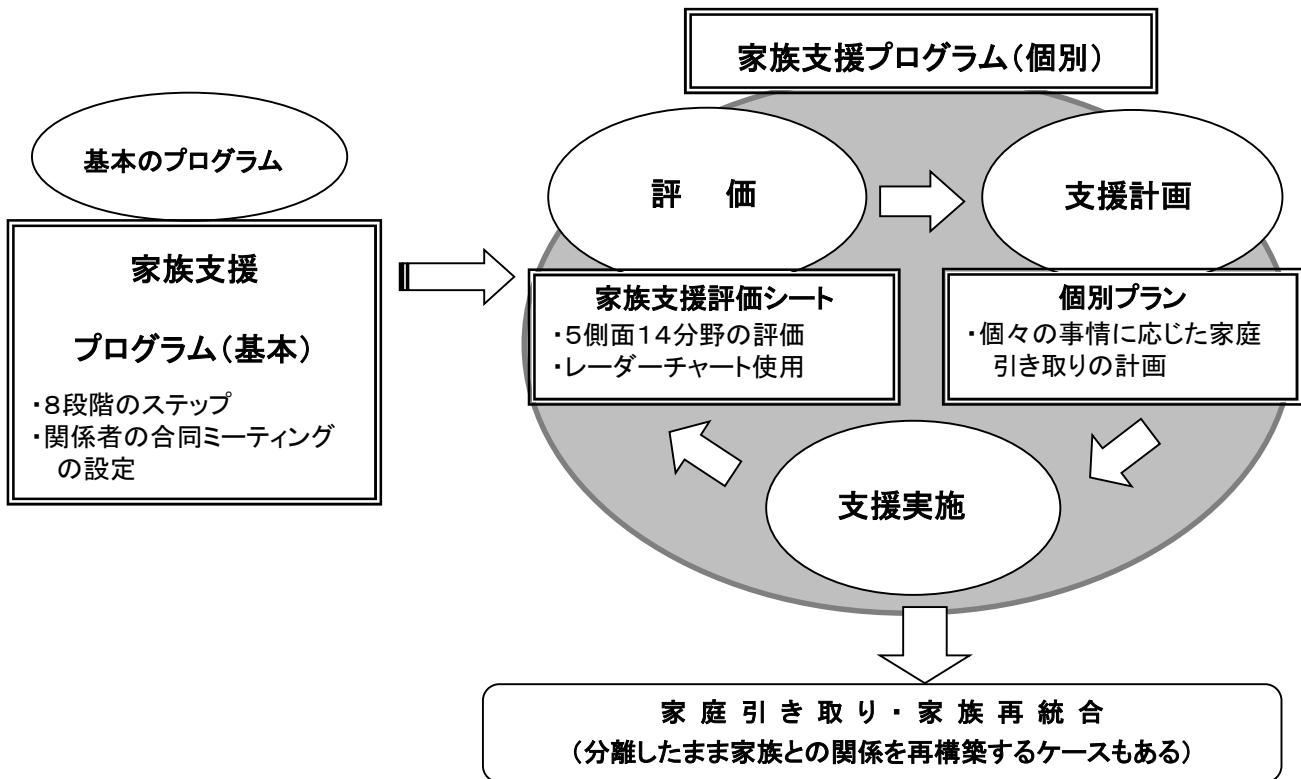
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

## イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家族支援評価シートにより評価し、基本の家族支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

## 家族支援システムの概念図

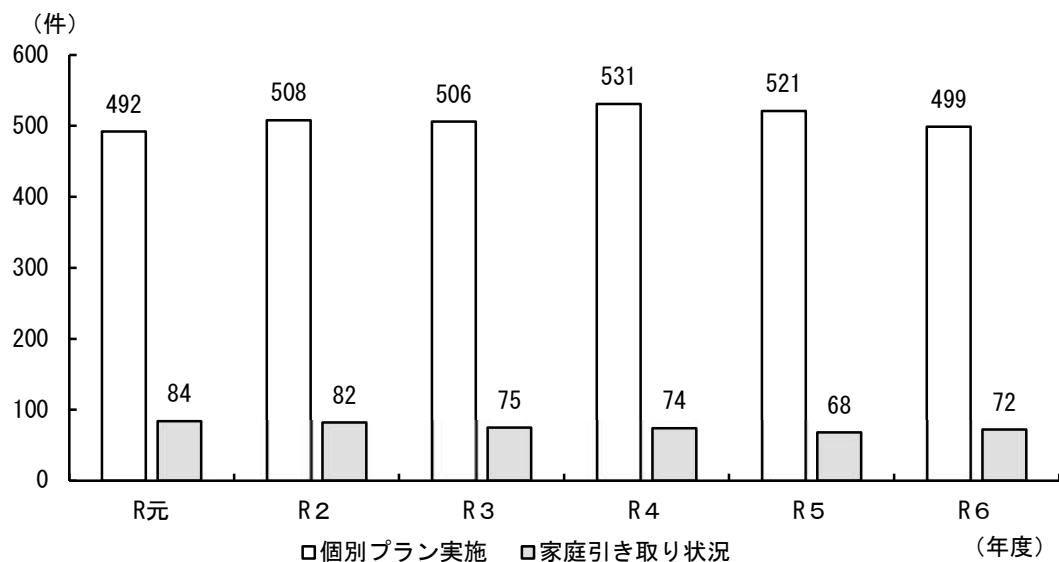


<u>家族支援プログラム</u> (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
<u>家族支援評価シート</u>	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
<u>個別 プラン</u>	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

### (ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和6年度の個別プラン実施数件数は499件であり、うち72件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

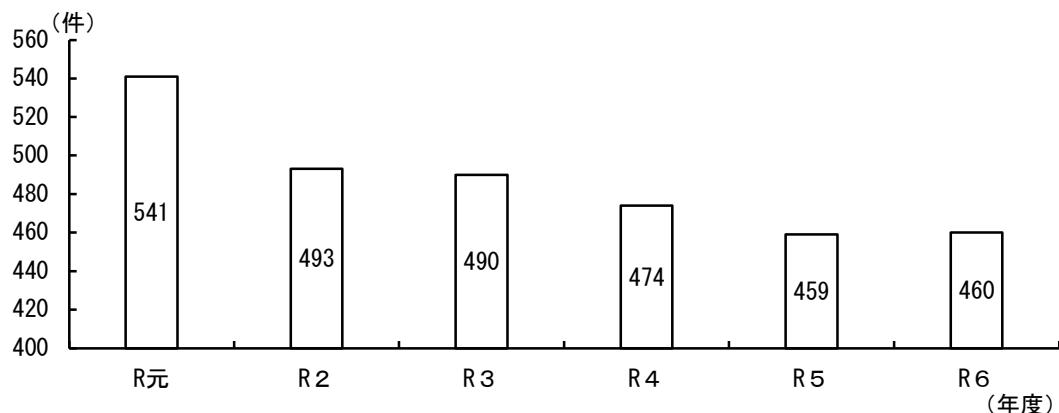
図21 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



#### (イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図22 家族支援評価実施件数



#### (4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され（常勤1名、非常勤2名）、計834件の診察等を行った。

なお、常勤の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

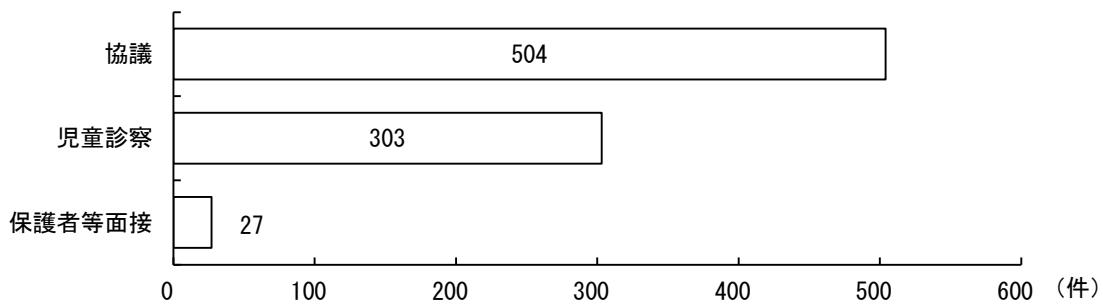
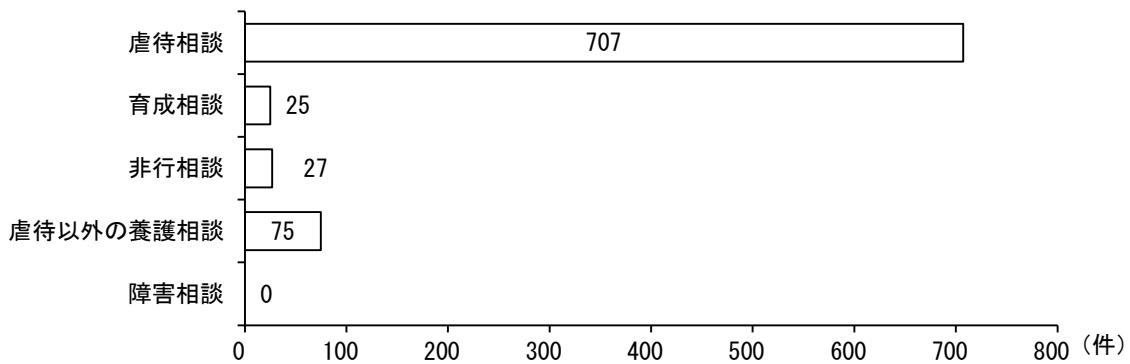


図24 相談内容別診察等の状況



#### (5) 一時保護の状況（福祉行政報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和6年度に中央、南、所沢、熊谷及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の80.8%（児童虐待62.5%、養護相談その他18.3%）を占め、次いで非行相談・育成相談のそれぞれ9.4%となっている。児童の安全を確保するために児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童も多く、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表13 相談・年齢階層別一時保護の受付状況（一時保護所分）

	養護相談 内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
0～5歳	165	132	0	0	0	165
6～11歳	348	294	0	8	24	380
12～14歳	276	202	3	48	60	387
15歳以上	218	151	2	61	33	314
計	1,007	779	5	117	117	1,246

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である。

令和6年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14-1 相談・年齢階層別一時保護の委託状況（委託保護分）

	養護相談 内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
0～5歳	382	217	2	0	0	384
6～11歳	243	176	8	0	11	262
12～14歳	141	113	8	0	39	188
15歳以上	110	77	0	17	20	147
計	876	583	18	17	70	981

表14-2 機関別委託解除状況（委託保護分）

委 託	委託解除	委 託 機 関（年度中の解除数）			
		警 察 等	児童福祉施設	里 親	そ の 他
児童数	981	994	3	475	335
延べ日数	—	46,420	3	32,896	6,853

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

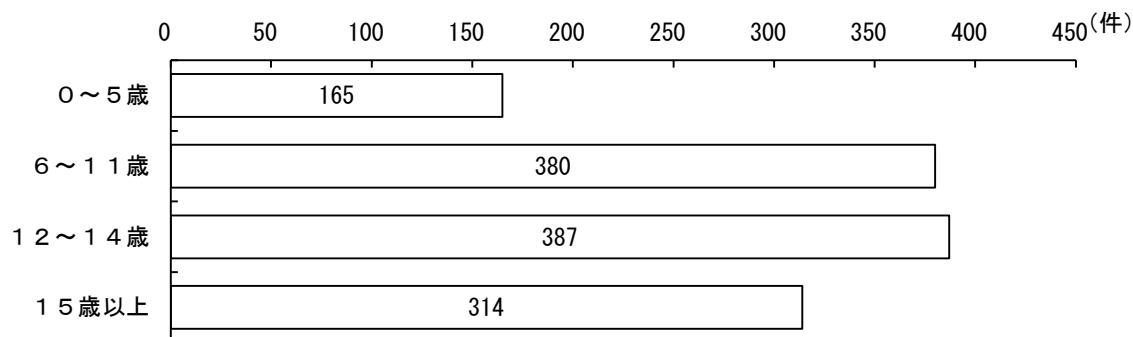


図26 児童相談所別一時保護児童受付数（一時保護所分）

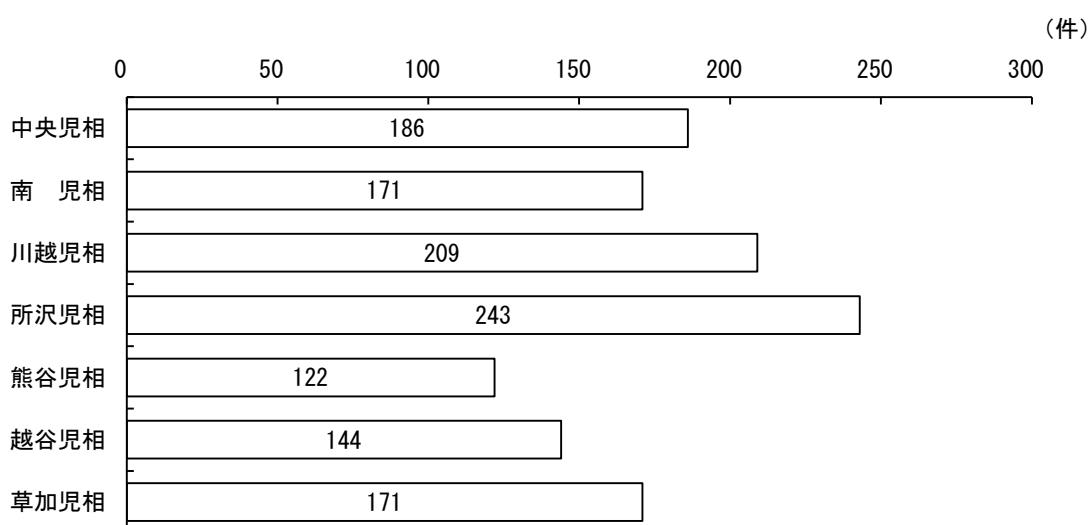


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	32.4	32.6	32.5	31.5	34.2	35.6	34.6	35.7	33.8	33.5	36.5	33.4
南児相	30.3	33.6	34.8	36.8	35.5	36.9	32.7	31.2	34.9	34.0	35.4	32.3
所沢児相	29.3	33.0	29.0	27.2	30.5	34.8	35.6	33.6	34.0	34.1	37.0	34.0
熊谷児相	24.5	25.7	26.6	27.9	26.1	30.0	30.2	29.5	26.4	27.3	29.9	27.0
越谷児相	33.1	34.8	33.1	34.3	34.7	35.9	36.2	35.3	34.6	36.9	37.5	35.8

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である

図27 一時保護所退所後の状況

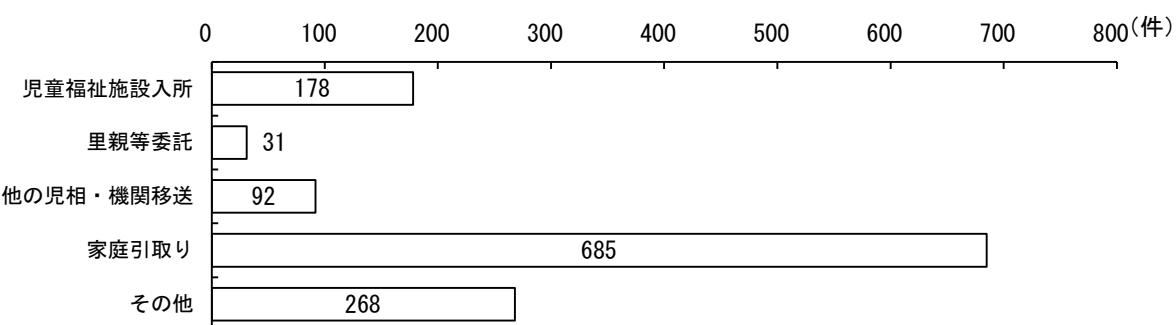


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
児童福祉施設入所	157	0	10	11	0	178
里親等委託	27	0	0	4	0	31
他の児相・機関移送※	63	0	16	13	0	92
家庭引取り	547	5	74	59	0	685
その他	227	1	16	24	0	268
計	1,021	6	116	111	0	1,254

※「他の児相・機関移送」には「家庭裁判所送致」を含む

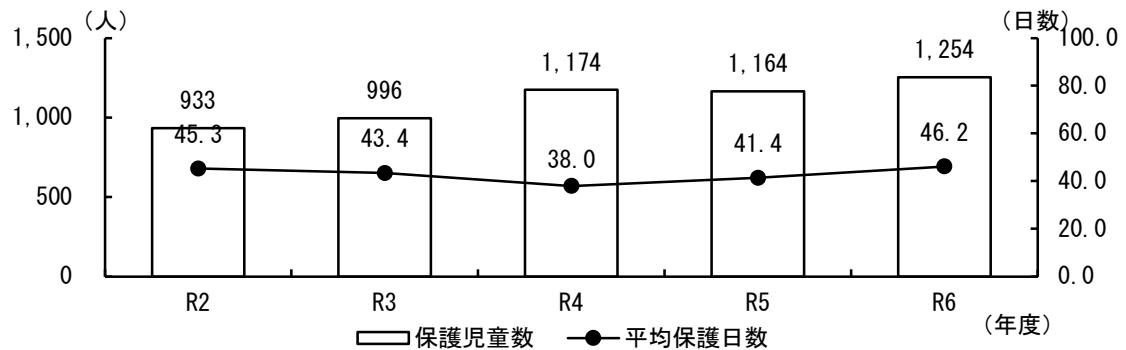
令和6年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	熊谷	越谷	合計
A 保護児童数(退所児童数)	252	237	278	192	295	1,254
B 保護延べ日数	12,073	11,349	11,815	10,504	12,148	57,889
C 1日当たり平均児童数(B/365)	33.1	31.1	32.4	28.8	33.3	158.6
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	47.9	47.9	42.5	54.7	41.2	46.2

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



### 3 児童福祉施設・里親等の状況

#### (1) 児童福祉施設

##### ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）への入退所状況（福祉行政報告例第50表より）

令和6年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、児童虐待相談の急増により施設利用の機会が増え、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設も多い。

表18 児童福祉施設入退所状況

施 設	入所児童数	退所児童数	R7年3月末日 現在
乳 児 院	89	98	148
児童養護施設	142	150	1,010
児童心理治療施設	21	13	63
児童自立支援施設	18	27	31
計	270	288	1,252

注) 県児童相談所が措置した児童数、県外施設を含む

##### イ 障害児施設への入所状況

令和6年度の障害児施設への入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設への入所児が多く、新規の入所が難しい状況が続いている。

表19 障害児施設への入所状況

施 設	児童数
知的障害児施設	128
肢体不自由児施設	12
重症心身障害児施設	107
そ の 他	3
計	250

注1 令和7年3月1日現在の速報値、県外施設への入所も含む。

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

## ウ 施設退所児童の状況

令和6年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院からは家庭引取りが最も多く、退所児童数に占める割合は41.8%であった。また、児童心理治療施設及び児童自立支援施設からは、他の児童福祉施設への変更が最も多くそれぞれ76.9%、59.3%であった。児童養護施設からは家庭引取りが最も多く37.3%であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭 引取り	児童福 祉施設 へ変更	満齢	里親 委託	就職	成 人 施 設 入 所	就 学 就 園	目的 達成 のため	家庭 環 境 改 善	その 他	計
乳児院	41	31	2	21	0	0	0	0	0	3	98
児童養護 施設	56	5	9	8	20	12	2	0	0	38	150
児童心理 治療施設	1	10	0	0	0	0	0	0	0	2	13
児童自立 支援施設	16	8	0	0	0	2	0	0	0	1	27
計	114	54	11	29	20	14	2	0	0	44	288

図29 乳児院退所理由の内訳

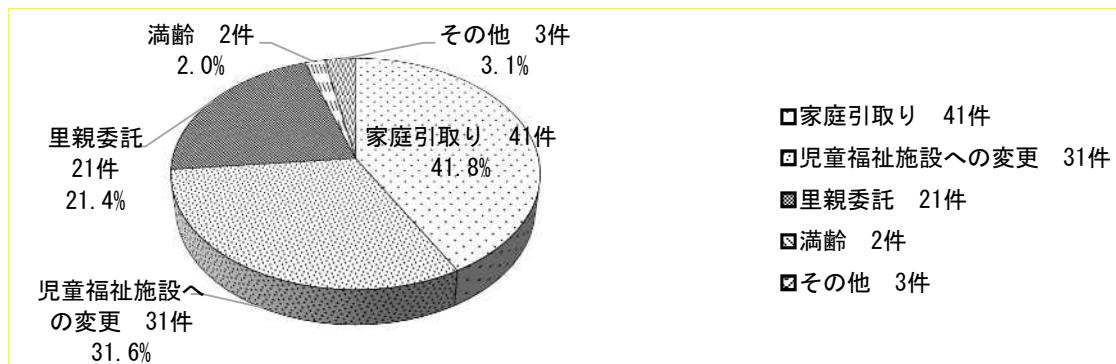
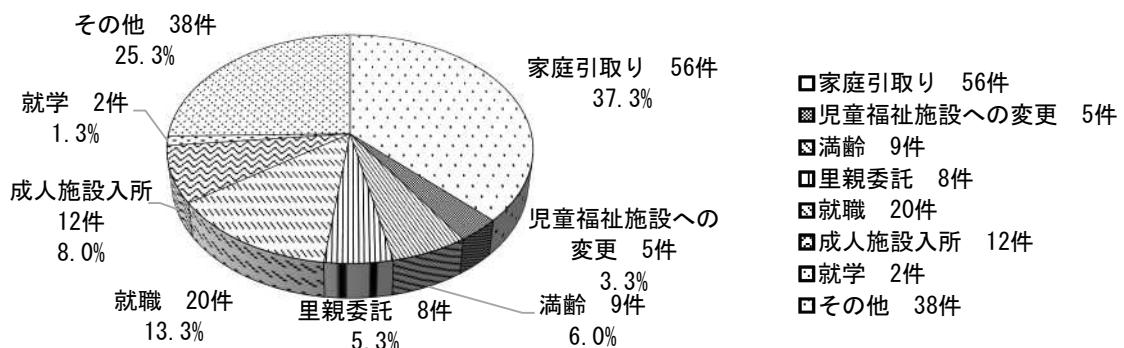


図30 児童養護施設退所理由の内訳



## (2) 里親等

### ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（福祉行政報告例第56表より）

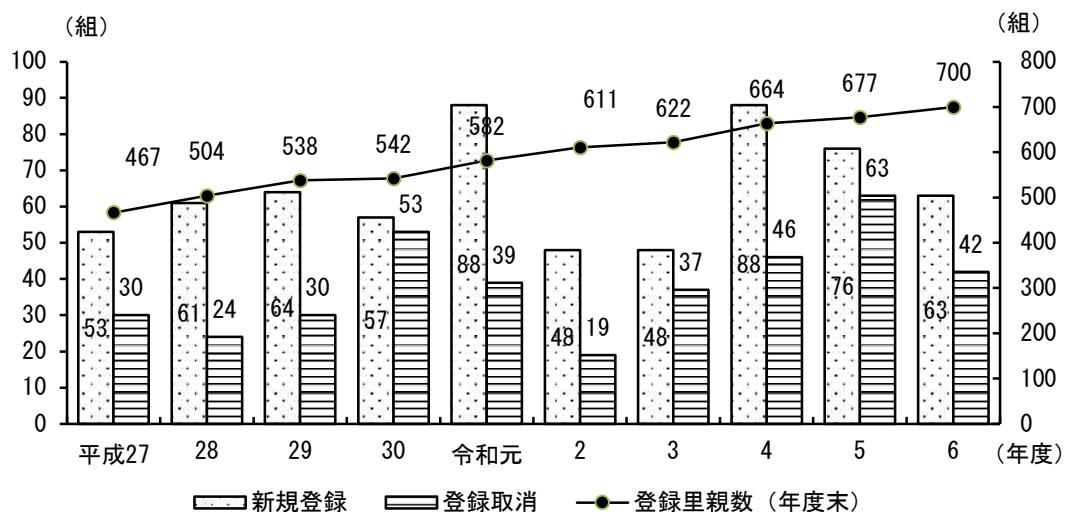


表21 里親の種類別登録数（令和6年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
再 掲	登録里親数	679	63	42	700
	養育里親数	674	61	41	694
	専門里親数	21	3	1	23
	親族里親数	5	1	0	6
	養子縁組里親数	502	51	33	520

### イ 委託の状況

令和6年度末の登録里親700組のうち、216組の里親に児童が委託されている。

令和6年度末現在238人の児童が里親に委託されている。令和6年度中に新たに委託された児童は98人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が40.8%、家庭からの委託が25.5%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）

（福祉行政報告例第57表より）

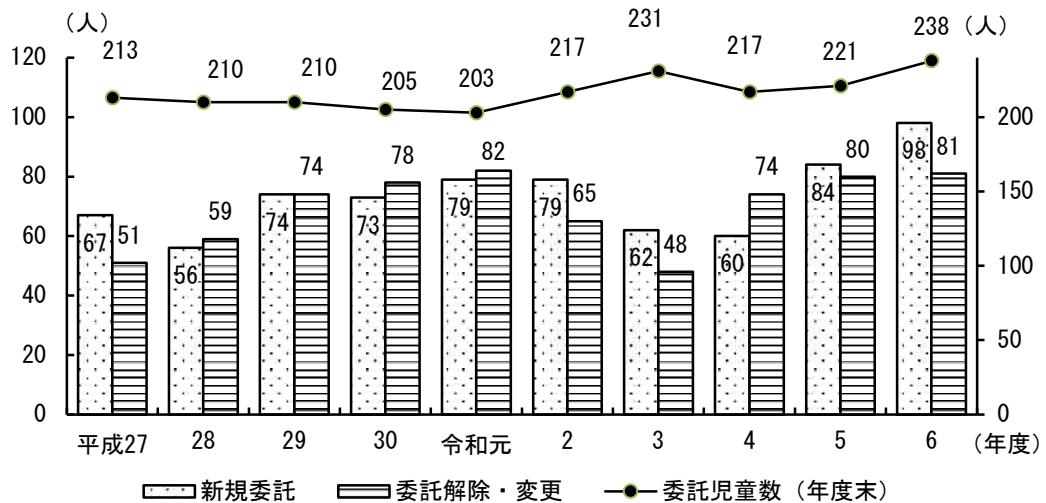
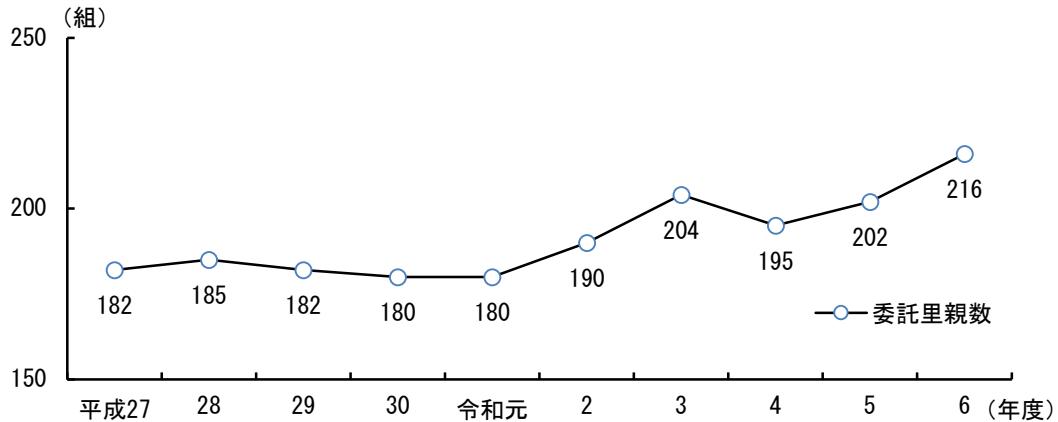


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



#### ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和6年度末現在で24か所、82人の児童が委託されている。

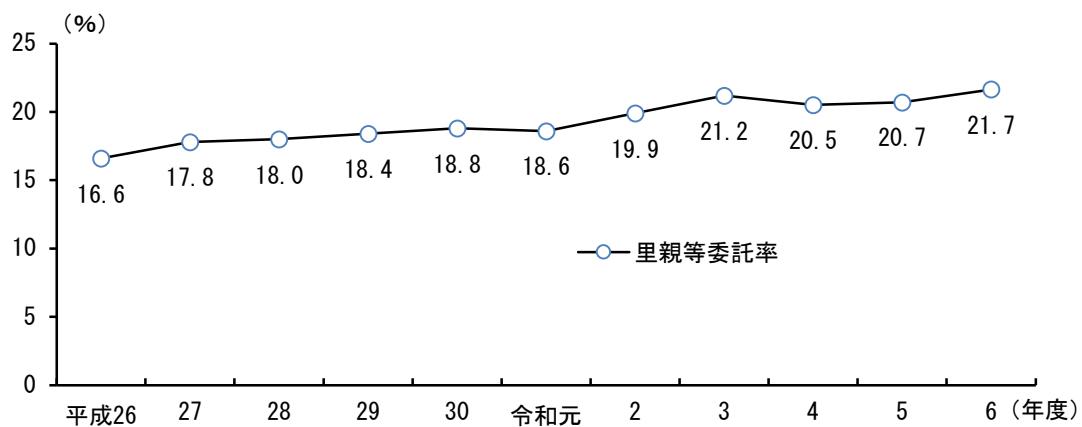
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ホーム 数	法人型	6	6	5	4	4	3
	個人型	13	15	16	18	20	21
	計	19	21	21	22	24	24
委託児童数（人）		84	88	87	91	84	82

注1) 法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2) ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託十ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

#### 工 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和6年度末で23組が登録しており、委託されている児童は5人である。

#### 才 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事 業 名	対 象 里 親	回 数	延べ参加者数
中 央	委託直後研修	委託直後の里親子	11回	55名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	35名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	34名
	小 計		23回	124名
南	年少児サロン	委託後2年未満の里親子	11回	171名
	年長児サロン	小学生以上を委託中の里親	4回	46名
	小 計		15回	217名
川 越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	11回	207名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	6回	52名
	小 計		17回	259名
所 沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子（小学校低学年以下）	11回	165名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	6回	65名
	小 計		17回	230名
熊 谷	委託直後研修 (ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子	10回	103名
	小 計		10回	103名
越 谷	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	13回	159名
	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親	3回	31名
	小 計		16回	190名
草 加	委託直後研修	委託後1年までの里親子	10回	57名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	3回	9名
	小 計		13回	66名

(イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆすりは会	里親子レクリエーション（宿泊・日帰り、那須サファリパーク等）	29名
	おやじの会（宿泊・日帰り、バーベキュー）	30名
	ボウリング大会・食事会	60名
南 はなみづき会	ファミリーレクリエーション（三浦半島・横浜市内）	57名
	クリスマス会	82名
	いちごの会	151名
川 越 はつかり会	親子レクリエーション（卓球教室）	15名
	親子レクリエーション (春レク：「農業体験&カレー作り in 狹山（牛尾農園）」)	18名
	親子レクリエーション (夏レク：「千葉県鴨川温泉と鴨川シーワールド」)	26名
	親子レクリエーション：新年会	50名
	中高生レクリエーション	中高生等6名
	はつかり会研修（児相と共にZoomと会場のハイブリッド）	Zoom含め41名
	はつかりサロン	年12回
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年2回
所 沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行	79名
	ひまわりサロン	年5回・72名
	未委託サロン	1回・22名
	研修会	2回・125名
	入学・卒業お祝い会	66名
熊 谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第62号発行	年1回発行
	里母の会	1回・12名
	里親子夏のレクリエーション（長野方面）	42名
	小中高生の集い	21名
	里親サロン	1回・9名
	ごっこクラブ（パンづくり体験）	計2回・9名
	地区会（親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等）	3回・75名
越 谷 さくらんぼの 会	入進学・卒業を祝う会	26名
	親睦会（工作）	1回・28名
	交流会（バーベキュー大会）	1回・73名
	さくらんぼサロン	年5回・39名
	里親子レクリエーション（日帰りバス、シャインマスカット狩り等）	68名
	里親研修会	1回・15名

#### (ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

#### 力 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前研修」）を里親登録前に受講することが必要。

#### (ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）を対象に、令和6年度は講義研修を7回開催した。

また、講義研修了者を対象に施設見学を実施した。

##### 【研修内容】○講義研修（1日間）

- 里親養育論、児童福祉論
- 先輩里親の体験談
- など

#### (イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に、令和6年度は講義研修を7回開催した。

また、講義研修了者を対象に養育実習を実施した。

##### 【研修内容】○講義研修（2日間）

- 里親養育論、里親養育援助技術
- 発達心理学、小児医学
- 里親会活動、先輩里親の体験談
- グループ討議など

##### ○養育実習（2日間）

#### (ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和6年度は、講義研修を5回開催した。

##### 【研修内容】○講義研修(1日間)

- 児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

(工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（2回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	6月22日 1月11日	13名 6名
	里親研修会 ①「親子の心がつながる聴き方講座」 ～子どものネガティブ感情に寄り添うときの聴き方のコツ～ NPO法人リスニングママ・プロジェクト 理事・講師・リスナーメンタルケアスペシャリスト 精神対話士 安樂昌美 氏 ②「スマホのある時代の子育て」 ～子どもの利用の現状や安全設定、伝え方など～ NPO法人イーランチ 副理事長 桑原光子 氏	5月19日 11月13日	32名 23名
	里親入門講座 あげお富士住建ホール 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子どもたち 里親支援専門相談員	11月9日	16名
南	新規登録里親研修会 南児童相談所 グループワーク「想像してみよう！2歳の女兒を紹介されたら」 令和6年度南はなみずき会の活動等について 里親養育体験談 管内里親1名 懇談会	1月19日	8名
	登録里親研修会 川口市立青木会館 講義 中途養育における愛着形成の仕組みとその必要性 質疑応答	5月25日	47名
	里親入門講座 戸田市教育センター 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月26日	21名
川 越	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室 「傾聴・子どもとの向き合い方」講師：高橋ライチ 氏	11月20日	17名
	里親入門講座 <場所>第1回 東松山市民センター 第2回 ウエスタ川越	7月6日 1月25日	26名 66名

所沢	里親研修会（第1回）所沢市民文化センターミューズ ＜内容＞講演「『愛された』と言える子に育てるために ～育ちの観点から見る愛着の伝え方～」 合同会社 Sunflower 代表社員 鶴田陽介 氏	5月20日	62名
	「里親」って？カフェ 志木市いろは遊學館 他7か所で開催 里親制度について 児童相談所職員 里親体験談 管内里親1名	5月31日 ほか	27名
	里親研修会（第2回）所沢市民文化センターミューズ ＜内容＞「ありがとう！特別企画 ～大先輩に聞く～」	2月17日	47名
熊谷	里親研修会（第1回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞・里親さんの体験談 ・グループ討議 里親研修会（第2回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞・体験談「里親家庭で育つということ～子どもの立場から～」 ・グループ討議	5月19日	63名
		1月28日	69名
	里親入門講座【フォースタッキング事業 社会福祉法人愛の泉】 ＜場所＞第1回 社会福祉法人 愛の泉 第2回 長瀬町觀光情報館 第3回 本庄商工会議所 第4回 熊谷児童相談所 第5回 行田市商工センター ＜内容＞里親養育体験談 管内里親（1～2名） 里親制度の概要	6月13日 8月10日 11月10日 12月3日 3月8日	5名 3名 11名 10名 29名
越谷	里親入門講座 越谷市北部市民会館 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	12月7日	11名
草加	新規登録里親オリエンテーション（1回実施）	3月7日	2名
	里親入門講座 草加児童相談所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親	7月27日	13名

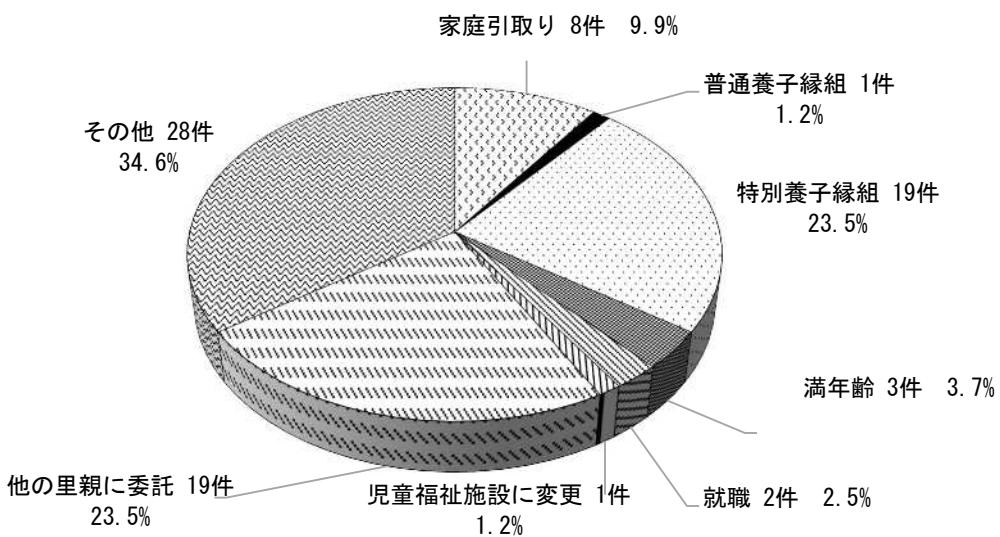
キ 委託解除の状況（福祉行政報告例第57表より）

令和6年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は81件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

委託解除理由	件数	割合
家庭引取り	8 件	9.9%
普通養子縁組	1 件	1.2%
特別養子縁組	19 件	23.5%
満年齢	3 件	3.7%
就 職	2 件	2.5%
児童福祉施設に変更	1 件	1.2%
他の里親に委託	19 件	23.5%
そ の 他	28 件	34.6%
合 計	81 件	100%

図35 委託解除の理由



---

第3部

---

資料

---

1 相談件数等の推移

(1) 最近10年間の推移

ア 人口、世帯数、相談件数の推移

							(単位：件)									
							平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県 人口 (人) *1)	7,304,817	7,323,360	7,343,733	7,362,941	7,377,199	7,389,961	7,393,780	7,385,819	7,381,007	7,378,619	7,374,298					
世 帯 数 (世帯) *2)	3,124,142	3,167,683	3,212,325	3,259,326	3,305,884	3,353,947	3,397,955	3,431,655	3,470,032	3,511,720	3,555,025					
児童人口 (人) *3)	1,149,303	1,142,134	1,134,141	1,124,917	1,112,555	1,098,582	1,083,520	1,067,920	1,052,733	1,038,200	1,019,199					
相談件数 (件)	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130					
児童人口1,000人当たりの相談件数(件)	17.0	19.3	24.1	26.4	30.7	34.0	33.6	38.2	38.3	39.0	38.2					

注) 1 児童人口は18歳未満の人口。

2 \*1)～\*3)はさいたま市を含む各年度の1月1日現在の人口（県統計課「町丁」字別人口調査）。

3 相談件数及び児童人口1,000人当たりの相談件数は、さいたま市を除く県の7児童相談所における管内児童人口と受理相談件数を基にしている

イ 相談内容別受付数の推移

相談内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護相談	8,004	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219	18,718	19,446	20,184	19,423	17,712	
保健相談	59	42	47	30	36	45	34	27	41	45	53	
障害相談	5,330	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564	5,112	8,053	7,030	7,445	8,120	
肢体不自由相談	28	46	25	27	29	15	11	9	16	18	16	
視聴覚障害相談	0	2	2	1	0	0	0	1	0	6	0	
言語発達障害等相談	38	37	28	10	9	9	6	4	3	3	3	
重症心身障害相談	49	88	63	65	99	73	49	87	36	59	86	
知的障害相談	5,093	5,555	6,197	5,907	6,339	6,356	4,952	7,826	6,813	7,206	7,850	
発達障害相談	122	144	165	146	117	111	94	126	162	153	165	
非行相談	754	666	635	492	496	420	424	478	647	713	699	
ぐ犯行為等相談	389	384	399	316	339	274	300	353	428	501	487	
触法行為等相談	365	282	236	176	157	146	124	125	219	212	212	
育成相談	1,249	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468	1,411	1,587	1,839	2,110	2,049	
性格行動相談	793	813	792	825	773	707	763	890	1,183	1,453	1,395	
不登校相談	198	254	275	282	221	280	174	228	251	199	221	
適性相談	15	3	8	12	8	7	6	4	6	1	7	
育児・しつけ相談	243	274	271	274	355	474	468	465	399	457	426	
その他の相談	613	653	1,248	2,227	2,959	3,620	3,742	3,279	2,603	2,699	2,497	
計	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130	

Ⅳ 経路別受付件数の推移

(単位：件)

	受付経路	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都道府県・市町村	5,143	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124	6,341	8,201	7,772	8,058	8,595	
福祉事務所	4,307	4,724	5,171	5,072	5,424	5,522	4,614	6,527	6,062	6,325	6,854	
児童委員	5	11	9	13	11	26	15	13	15	5	7	
市町村等	831	971	1,118	1,271	1,377	1,576	1,712	1,661	1,695	1,728	1,734	
児童福祉施設・里親等	94	107	126	110	169	163	135	156	167	163	166	
児童福祉施設・保育所	90	103	114	100	160	151	118	142	159	156	159	
里親	1	2	5	3	4	6	7	3	4	3	0	
児童家庭支援センター	3	2	7	7	5	6	10	11	4	4	7	
警察等	3,535	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599	12,939	13,094	14,109	13,443	11,767	
家庭裁判所	104	96	96	107	81	119	101	79	78	91	85	
学校・教育委員会等	493	666	756	662	881	1,109	985	1,045	958	1,090	1,098	
学校・幼稚園	465	626	717	630	836	1,056	912	965	897	1,031	1,025	
教育委員会等	28	40	39	32	45	53	73	80	61	59	73	
保健所・医療機関	227	311	330	329	339	376	354	375	393	422	392	
保健所	17	18	12	13	12	18	23	11	4	11	5	
医療機関	210	293	318	316	327	358	331	364	389	411	387	
家族・親戚	4,716	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884	5,449	6,421	5,890	6,177	6,181	
児童本人	119	140	149	133	176	177	337	372	351	330	328	
児童委員(通告の仲介を含む)	10	9	11	12	14	10	13	7	9	4	1	
近隣・知人	1,226	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175	2,209	2,529	2,037	2,036	1,920	
その他	342	496	545	484	607	600	578	591	580	621	597	
計	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130	

2 統計（福祉行政報告例）

全児童相談所

(1) 経路別受付状況

										(単位：件)												
										(再掲)												
福祉事務所	都道府県・市町村			保健所等			学校等			里親	家族	近隣	児童	その他	計	措置変更	期間延長	巡回回数	相談回数	電話相談回数		
	児童委員	児童のそ	家庭裁判所	保健所	医療機関	学級	教育委員会等	学校	校													
男	4,447	5	866	84	2	6,318	54	2	205	485	43	0	1	3,670	1,023	113	362	17,680	64	72	2	4,354
女	2,405	2	867	75	5	5,443	31	3	180	533	29	0	0	2,428	814	204	232	13,251	66	62	4	3,683
不詳	2	0	1	0	0	6	0	0	2	7	1	0	0	83	83	11	3	199	0	0	0	184
計	6,854	7	1,734	159	7	11,767	85	5	387	1,025	73	0	1	6,181	1,920	328	597	31,130	130	134	6	8,221
構成比%	22.0%	0.0%	5.6%	0.5%	0.0%	37.8%	0.3%	0.0%	1.2%	3.3%	0.2%	0.0%	0.0%	19.9%	6.2%	1.1%	1.9%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(全児相)

(単位:件)

（ヘ再掲）児童虐待通告											計												
養護相談		保健相談		障害相談		言語発達障害等相談		重症心身障害相談		知的障害相談		発達障害相談		性格行動相談		不登校相談		適性相談		その他相談			
児童虐待相談		その他の相談		視聴覚障害相談		肢体不自由相談		言語発達障害等相談		重症心身障害相談		知的障害相談		発達障害相談		性格行動相談		不登校相談		適性相談		その他相談	
0歳	1,133	762	371	0	23	2	0	0	4	17	0	0	0	0	21	3	1	0	17	139	1,316	838	
1歳	1,013	772	241	2	74	0	0	0	6	68	0	1	1	0	23	3	0	0	20	126	1,239	857	
2歳	964	749	215	1	194	0	0	0	6	185	3	0	0	0	34	5	0	0	29	149	1,342	837	
3歳	1,057	811	246	3	524	1	0	1	6	509	7	1	1	0	71	16	0	0	55	177	1,833	908	
4歳	1,064	874	190	2	617	0	0	1	5	606	5	1	1	0	48	15	0	0	33	166	1,898	975	
5歳	923	732	191	2	785	1	0	0	1	777	6	1	1	0	62	15	0	0	47	138	1,911	803	
6歳	962	760	202	1	387	2	0	1	2	378	4	1	1	0	85	47	4	1	33	160	1,596	848	
7歳	1,032	832	200	2	543	1	0	0	3	529	10	9	7	2	90	48	14	1	27	147	1,823	923	
8歳	1,019	789	230	3	614	1	0	0	12	593	3	8	4	4	104	58	13	1	32	144	1,892	876	
9歳	952	739	213	0	209	0	0	0	5	194	10	15	8	7	104	73	14	0	17	117	1,397	814	
10歳	1,001	795	206	1	215	0	0	0	5	201	9	28	13	15	125	88	15	1	21	118	1,488	876	
11歳	971	769	202	2	448	0	0	0	2	436	10	48	30	18	127	84	31	0	12	106	1,702	835	
12歳	974	746	228	0	559	1	0	0	0	540	15	62	39	23	176	130	27	0	19	113	1,884	827	
13歳	1,020	757	263	2	617	1	0	0	3	586	27	142	56	86	234	194	27	1	12	113	2,128	839	
14歳	961	686	275	0	409	4	0	0	4	390	11	109	76	33	271	210	36	1	24	111	1,861	767	
15歳	851	551	300	4	303	0	0	0	10	284	9	102	93	9	185	160	17	1	7	92	1,537	613	
16歳	825	556	269	20	404	0	0	0	3	384	17	97	86	11	155	137	8	0	10	102	1,603	634	
17歳	688	422	266	8	839	2	0	0	3	818	16	69	65	4	117	100	12	0	5	83	1,804	482	
18歳以上	242	77	165	0	354	0	0	0	3	349	2	5	5	0	10	7	1	0	2	140	751	17	
不詳	60	26	34	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	2	1	0	4	56	125	29	
計	17,712	13,205	4,507	53	8,120	16	0	3	86	7,850	165	699	487	212	2,049	1,395	221	7	426	2,497	31,130	14,598	
構成比%	56.9%	42.4%	14.5%	0.2%	26.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	25.2%	0.5%	2.2%	1.6%	0.7%	6.6%	4.5%	0.7%	0.0%	1.4%	8.0%	100.0%	46.9%	

## (3) 相談内容別対応状況(全児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児セシタ家庭指導支援	市町村・指導送致	福送事務通	訓戒・誓約	所知	所	児童福祉施設		指医定療機関支委託	里親委託	法4所第号2による第1家庭裁判の約束	障害児用施設等への約束	その他	計	
	助言	継続指導									入所	通所							
養育	護相談	14,918	134	374	328	0	1	823	23	0	190	0	0	50	0	2	519	17,362	
児童虐待	虐待相談	11,296	79	286	285	0	1	814	0	0	115	0	0	29	0	0	0	144	13,049
その他	他の相談	3,622	55	88	43	0	0	0	9	23	0	75	0	0	21	0	2	375	4,313
保健	健害相談	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	51
障害	相談	6,825	50	6	0	0	0	0	3	126	0	4	0	0	0	0	47	1,149	8,210
肢体不自由	相談	5	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	22
視覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害	相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
重症心身障害	相談	29	30	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	28	2
知的障害	相談	6,650	12	4	0	0	0	3	113	0	3	0	0	0	0	0	0	11	1,129
発達障害	相談	138	0	2	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166
非行	相談	572	19	39	12	0	0	0	0	0	14	0	0	0	7	0	28	691	
<犯罪行為	相談	409	12	27	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	2	0	0	17	481
触犯行為	相談	163	7	12	5	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	5	0	0	11
育成	相談	1,822	31	27	4	0	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	137	2,026
性格行動	相談	1,265	27	22	4	0	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	52	1,375
不登校	相談	196	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	221
適性	相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
育児・しつけ	相談	355	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	423
その他	相談	1,125	1	72	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,494
計		25,308	235	518	347	0	2	827	155	0	210	0	0	51	7	49	3,125	30,834	
構成比%		82.1%	0.8%	1.7%	1.1%	0.0%	0.0%	2.7%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	10.1%	100.0%	

(4) 養護相談の理由別対応状況(全児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	2	1	0	11	115	38	23	190
里 親 委 託	0	4	0	4	29	7	6	50
面 接 指 導	34	16	27	232	11,661	2,817	639	15,426
そ の 他	7	2	4	18	1,244	222	199	1,696
計	43	23	31	265	13,049	3,084	867	17,362

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	913	142	1,226	141	739	1	1	178	88	8,293	630	697	13,049

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父 親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	5,569	598	6,254	56	572	13,049

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの			
0～3歳未満	245	4	1,670	359	251	2,170	
3～学齢前児童	562	22	2,029	378	530	3,143	
小 学 生	1,246	57	2,760	482	625	4,688	
中 学 生	631	42	1,095	187	249	2,017	
高校生・その他	335	26	568	86	102	1,031	
計	3,019	151	8,122	1,492	1,757	13,049	

(エ) 児童虐待防止法関係

(単位：件)

	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	保護者 指導勧告	親権停止 審判	全部制限
件 数	12,935	0	0	0	7	2	1	0

ウ 親権・後見人関係

(単位：件)

	管理権喪失審判 の請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判 取消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	0	0	0	0	3	0
承認件数	0	0	0	0	2	0

## (5)検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(全児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察・指導	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	37,186	2,419	738	402	5,307	805	737	740	5,834	0	373	1,584	5,870	119
(再掲)児童虐待	25,611	1,092	438	284	565	45	472	383	3,701	0	255	904	4,303	72
保護者	139,465	40	14	18	0	0	0	0	26,848	0	5	1,173	22,792	57
(再掲)児童虐待	99,277	13	4	7	0	0	0	0	4,659	0	0	778	16,407	43
その他	331,637	116	9	41	0	0	0	0	20,801	0	16	1,345	44,886	343
(再掲)児童虐待	226,483	54	2	27	0	0	0	0	11,038	0	11	920	32,958	136
計	508,288	2,575	761	461	5,307	805	737	740	53,483	0	394	4,102	73,548	519
(再掲)児童虐待	351,371	1,159	444	318	565	45	472	383	19,398	0	266	2,602	53,668	251

## (6)措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	251	154,867
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	31	35,369

中央児童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村			保健所等			学校等			その他			(単場)									
		福祉事務所	児童委員の他	児童福祉施設等	児童家庭支援	警察察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校	里親	家族親戚	近隣知人	児童本	計の他	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談				
男	576	1	149	4	0	707	1	0	23	62	0	0	0	500	140	17	51	2,231	13	10	0	709	
女	270	0	100	1	0	643	0	0	15	72	0	0	0	0	304	102	19	35	1,561	6	6	1	569
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	0	0	2	
計	846	1	249	5	0	1,350	1	0	38	134	0	0	0	806	243	36	86	3,795	19	16	1	1,280	
構成比%	22.3%	0.0%	6.6%	0.1%	0.0%	35.6%	0.0%	1.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.2%	6.4%	0.9%	2.3%	100.0%					

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(中央児相)

(単位:件)

		（ヘ再掲）児童虐待通告										
		その他の相談										
年齢	児童虐待相談	保 健 の そ の 他 の 相 談					障 害 の そ の 他 の 相 談					計
		肢 体 不 自 由 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	
0歳	111	66	45	0	3	0	0	1	2	0	0	2
1歳	98	87	11	0	4	0	0	0	4	1	0	3
2歳	121	95	26	0	26	0	0	2	24	0	0	2
3歳	111	96	15	0	62	0	0	1	60	1	0	5
4歳	140	109	31	0	83	0	0	2	80	1	0	3
5歳	119	95	24	0	109	0	0	0	109	0	0	4
6歳	109	88	21	0	48	0	0	0	47	1	0	0
7歳	133	106	27	0	88	0	0	0	84	4	1	1
8歳	121	93	28	1	109	0	0	0	104	1	1	16
9歳	130	106	24	0	18	0	0	0	15	2	0	3
10歳	140	116	24	0	42	0	0	1	40	1	5	8
11歳	117	91	26	0	59	0	0	1	58	0	8	24
12歳	100	78	22	0	66	0	0	0	62	4	8	3
13歳	127	83	44	0	87	0	0	1	71	15	14	9
14歳	107	79	28	0	62	1	0	0	58	3	9	3
15歳	116	73	43	0	38	0	0	2	35	1	11	0
16歳	81	54	27	0	49	0	0	0	47	2	10	9
17歳	94	57	37	0	99	0	0	0	98	1	5	4
18歳以上	34	13	21	0	53	0	0	0	53	0	1	1
不詳	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	2,111	1,586	525	1	1,105	1	0	0	16	1,051	37	48
構成比%	55.6%	41.8%	13.8%	0.0%	29.1%	0.0%	0.0%	0.4%	27.7%	1.0%	4.8%	7.0%
											1.2%	6.2%
											0.0%	100.0%
											44.9%	

## (3) 相談内容別対応状況(中央児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導	他あつかい機関	児童福祉司指導	児童委員指導	児セシタ家庭支援	市町村・指導	福祉事務通	戒・誓約	訓所	入所	児童福祉施設	その他				計		
												指託	親委託	里親委託	指定機関支委託	法4所第号2による送第家庭裁判の約束へ		
養育	護相談	1,824	4	31	48	0	68	0	29	0	0	6	0	0	0	74	2,084	
児童虐待	虐待相談	1,406	3	26	40	0	68	0	15	0	0	2	0	0	0	0	26	1,586
その他	他の相談	418	1	5	8	0	0	0	0	14	0	0	4	0	0	0	48	498
保健	健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
障害	害相談	970	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	126	1,118
肢体不自由	相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
視覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害	等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害	相談	112	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	18
知的障害	相談	927	3	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	3	122
発達障害	相談	30	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	36
非行	相談	63	0	4	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	73
<犯罪行為	等相談	40	0	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	48
触犯行為	等相談	23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
育成	相談	224	2	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24	258
性格行動	相談	155	1	4	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	175
不登校	相談	26	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	38
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
育児・しつけ	相談	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	44
その他	の相談	82	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	148	234
計		3,164	12	43	52	0	69	11	0	30	0	0	6	0	6	375	3,768	
構成比%		84.0%	0.3%	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	1.8%	0.3%	0.0%	0.8%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	10.0%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(中央児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他の	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	2	0	0	2	15	8	2	29
里 親 委 託	0	0	0	1	2	3	0	6
面 接 指 導	3	4	7	33	1,435	313	64	1,859
そ の 他	1	0	1	2	134	26	26	190
計	6	4	8	38	1,586	350	92	2,084

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	153	21	190	15	74	0	0	26	6	925	78	98	1,586

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	591	83	831	6	75	1,586

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの			
0～3歳未満	29	0	180	17	21	230	
3～学齢前児童	66	1	255	24	65	387	
小 学 生	145	9	347	33	98	599	
中 学 生	66	5	127	10	44	242	
高校生・その他	37	5	68	1	18	128	
計	343	20	977	85	246	1,586	

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(中央児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察・指導	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	5,289	559	129	36	761	87	186	154	1,459	0	88	292	897	38
(再掲)児童虐待	3,433	369	84	24	116	2	136	108	1,048	0	65	246	648	33
保護者	19,322	16	8	8	0	0	0	0	2,917	0	0	64	3,456	2
(再掲)児童虐待	12,895	0	0	0	0	0	0	0	253	0	0	49	2,574	2
その他	49,433	33	1	2	0	0	0	0	3,456	0	1	200	7,449	53
(再掲)児童虐待	33,569	4	0	0	0	0	0	0	1,942	0	0	135	5,691	45
計	74,044	608	138	46	761	87	186	154	7,832	0	89	556	11,802	93
(再掲)児童虐待	49,897	373	84	24	116	2	136	108	3,243	0	65	430	8,913	80

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	25	22,992
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	9	4,144

南 儿童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村		保健所等		学校等		里		家族・親戚		近隣・知人		児童本 人の他		計		措置変更		期間延長		巡回回数		電話相談		
		福祉事務所	児童委員の他	児童福祉施設等	警察察 察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	親親	・知人	・親戚	・本人の他	児童本 人の他											
男	532	0	144	15	1	1,005	8	1	33	54	1	0	0	472	133	18	38	2,455	10	10	0	0	624			
女	340	0	141	19	0	846	5	2	36	69	0	0	0	326	136	23	21	1,964	12	6	0	0	578			
不詳	1	0	1	0	0	5	0	0	2	6	1	0	0	73	74	11	2	176	0	0	0	0	167			
計	873	0	286	34	1	1,856	13	3	71	129	2	0	0	871	343	52	61	4,595	22	16	0	0	1,369			
構成比%	19.0%	0.0%	6.2%	0.7%	0.0%	40.4%	0.3%	0.1%	1.5%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	19.0%	7.5%	1.1%	1.3%	100.0%								

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(南見相)

(単位:件)

		（再掲）児童虐待通告																				
養護相談	児童虐待相談	その他の相談	健相談	保障相談	障害相談	肢体不自由相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	性格行動相談	育成相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他相談	計					
0歳	187	136	51	0	7	0	0	0	1	6	0	0	0	0	3	0	0	3	11	208	149	
1歳	158	130	28	0	19	0	0	0	3	16	0	1	0	0	0	0	0	0	19	197	136	
2歳	161	124	37	0	21	0	0	0	0	21	0	0	0	6	1	0	0	5	25	213	137	
3歳	191	141	50	0	70	0	0	0	1	69	0	1	1	0	5	2	0	0	3	17	284	148
4歳	180	151	29	0	96	0	0	0	1	95	0	1	1	0	2	1	0	0	1	18	297	164
5歳	169	120	49	0	124	0	0	0	0	123	1	0	0	0	5	1	0	0	4	18	316	131
6歳	149	113	36	0	55	0	0	0	0	54	1	0	0	0	6	5	0	0	1	24	234	128
7歳	137	101	36	0	70	0	0	0	2	68	0	0	0	0	6	6	0	0	0	19	232	109
8歳	154	117	37	0	70	0	0	0	2	68	0	1	1	0	15	7	4	0	4	28	268	130
9歳	165	123	42	0	28	0	0	0	0	27	1	2	2	0	9	6	1	0	2	26	230	135
10歳	165	120	45	0	22	0	0	0	0	21	1	5	4	1	21	19	0	0	2	21	234	135
11歳	157	127	30	0	49	0	0	0	0	46	3	7	5	2	19	12	4	0	3	18	250	135
12歳	148	105	43	0	47	1	0	0	0	45	1	6	4	2	30	20	7	0	3	9	240	115
13歳	161	127	34	1	72	1	0	0	1	68	2	15	3	12	15	10	3	0	2	16	280	136
14歳	149	104	45	0	50	0	0	0	0	48	2	15	7	8	42	26	6	0	10	16	272	110
15歳	134	82	52	0	35	0	0	0	0	34	1	12	11	1	15	12	2	0	1	13	209	95
16歳	118	78	40	2	34	0	0	0	0	31	3	5	4	1	9	8	0	1	15	183	89	
17歳	91	59	32	2	114	0	0	0	0	112	2	8	7	1	12	10	2	0	0	13	240	65
18歳以上	29	11	18	0	48	0	0	0	1	47	0	1	0	2	1	1	0	0	0	33	113	3
不詳	37	14	23	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	1	0	2	52	95	17
計	2,840	2,083	757	5	1,033	2	0	0	12,000	19	80	52	28	226	148	31	0	47	411	4,595	2,267	
構成比%	61.8%	45.3%	16.5%	0.1%	22.5%	0.0%	0.0%	0.3%	21.8%	0.4%	1.7%	1.1%	0.6%	4.9%	3.2%	0.7%	0.0%	1.0%	8.9%	100.0%	49.3%	

## (3) 相談内容別対応状況(南北相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児セシタ家庭支援	市町村・指導	福祉事務通	戒・誓	訓・約	所知	所	通	児童福祉施設		指医定療機関支委託	里親委託	法4所第号2による送第家庭1項裁判第7条の約	障害児用施設等への約	その他	計	
	助言	継続指導																			
養育	護相談	2,223	25	72	46	0	0	30	0	0	0	0	25	0	0	4	0	0	0	127	2,552
児童虐待	虐待相談	1,646	18	44	38	0	0	30	0	0	0	0	12	0	0	4	0	0	0	45	1,837
その他	他の相談	577	7	28	8	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	82	715
保健	健害相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
障害	害相談	878	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	158	1,047
肢体不自由	相談	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
視覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害	等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害	相談	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9
知的障害	相談	858	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	153	1,015
発達障害	相談	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	19
非行	相談	63	3	2	4	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	2	80	220
<犯罪行為	等相談	44	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	48
触犯行為	等相談	19	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	2	32	31
育成	相談	198	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	220
性格行動	相談	131	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	143
不登校	相談	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	31
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ	相談	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	46
その他	の相談	152	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249	410
計		3,517	34	84	51	0	0	30	0	0	0	0	31	0	0	4	1	4	558	4,314	
構成比%		81.5%	0.8%	1.9%	1.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	12.9%	100.0%	

(4) 養護相談の理由別対応状況(南児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他の	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	0	0	0	2	12	10	1	25
里 親 委 託	0	0	0	0	4	0	0	4
面 接 指 導	13	1	6	31	1,708	465	96	2,320
そ の 他	0	2	0	4	113	42	42	203
計	13	3	6	37	1,837	517	139	2,552

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	89	19	192	22	104	0	1	32	22	1,184	72	100	1,837

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	771	75	910	19	62	1,837

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の自撃等 によるもの			
0～3歳未満	41	3	239	37	46	329	
3～学齢前児童	72	2	300	53	98	472	
小 学 生	174	6	362	68	85	627	
中 学 生	96	6	140	21	34	276	
高校生・その他	49	4	71	5	9	133	
計	432	21	1,112	184	272	1,837	

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(南児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導				心理診断指導				その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察・指導	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他所員	
児童	5,809	279	114	32	643	105	98	113	822	0	89	267	873	4
(再掲)児童虐待	4,125	132	76	30	62	5	52	47	544	0	77	211	697	2
保護者	19,179	5	1	4	0	0	0	0	4,060	0	0	289	2,701	1
(再掲)児童虐待	13,817	4	1	3	0	0	0	0	1,165	0	0	174	2,074	0
その他	46,372	13	2	1	0	0	0	0	3,658	0	0	365	6,093	11
(再掲)児童虐待	30,989	1	0	0	0	0	0	0	1,873	0	0	265	4,520	0
計	71,360	297	117	37	643	105	98	113	8,540	0	89	921	9,667	16
(再掲)児童虐待	48,931	137	77	33	62	5	52	47	3,582	0	77	650	7,291	2

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	41	23,399
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	2	6,473

川越児童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村			保健所等			学校等			里			児童・知人			その他			(単場)		
		福祉事務所	児童委員の他	その他の児童福祉施設等	児童家庭支援	警察察	家庭裁判所等	保健所等	医療機関	学校	教育委員会等	親親	家族・親戚	近隣	児童本	の他	計	措置変更	期間延長	巡回回数	相談回数	電話相談回数
男	806	0	137	16	0	1,110	15	0	37	59	4	0	0	609	160	22	62	3,037	11	7	0	720
女	433	0	127	6	4	907	9	1	20	68	5	0	0	416	131	37	44	2,208	12	12	3	652
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1
計	1,239	0	264	22	4	2,017	24	1	57	127	9	0	0	1,025	292	59	107	5,247	23	19	3	1,373
構成比%	23.6%	0.0%	5.0%	0.4%	0.1%	38.4%	0.5%	0.0%	1.1%	2.4%	0.2%	0.0%	0.0%	19.5%	5.6%	1.1%	2.0%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(川越少兒相)

## (3) 相談内容別対応状況(川越児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児セシタ家庭支援	市町村・指導	福祉事務通	訓戒・誓約	児童福祉施設		指医定療機関支委託	里親委託	法4所第号2による送第家庭1項裁判第7条の約	障害児用施設等への約	その他	計	
	助言	継続指導							入通	所							
	他あつかい機関	指導							所	所							
養育	護相談	2,299	22	78	53	0	1	319	0	50	0	0	6	0	0	27	2,855
児童虐待	虐待相談	1,851	8	72	45	0	1	319	0	30	0	0	2	0	0	7	2,335
その他	他の相談	448	14	6	8	0	0	0	0	20	0	0	4	0	0	20	520
保健	健害相談	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
障害	害相談	1,176	13	0	0	0	0	0	39	0	2	0	0	0	0	11	155
肢体不自由	相談	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	6
視覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害	等相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障害	相談	5	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	22
知的障害	相談	1,159	3	0	0	0	0	0	35	0	1	0	0	0	0	2	155
発達障害	相談	10	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
非行	相談	83	0	9	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	5	102
<犯罪行為	等相談	64	0	6	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	4	79	
触犯行	為等相談	19	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	
育成	相談	435	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	452	
性格行動	相談	307	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	323	
不登校	相談	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	
適性相	相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
育児・しつけ	相談	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	
その他	の相談	323	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	197	
計		4,335	44	93	55	0	1	319	40	0	55	0	6	1	11	386	
構成比%		81.1%	0.8%	1.7%	1.0%	0.0%	0.0%	6.0%	0.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	7.2%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(川越児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他の	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	0	0	0	2	30	7	11	50
里 親 委 託	0	0	0	0	2	2	2	6
面 接 指 導	11	3	4	43	1,931	312	95	2,399
そ の 他	0	0	2	1	372	9	16	400
計	11	3	6	46	2,335	330	124	2,855

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	152	23	206	32	183	0	0	27	11	1,474	91	136	2,335

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	1,032	88	1,110	7	98	2,335

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の自撃等 によるもの			
0～3歳未満	47	0	294	66	51	392	
3～学齢前児童	93	3	393	83	89	578	
小 学 生	215	14	496	73	99	824	
中 学 生	117	8	190	36	51	366	
高校生・その他	70	4	80	15	21	175	
計	542	29	1,453	273	311	2,335	

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(川越児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	5,937	262	93	28	1,011	134	115	112	1,048	0	26	206	977	10
(再掲)児童虐待	4,291	75	44	15	121	8	82	66	707	0	17	114	724	1
保護者	26,131	2	0	0	0	0	0	0	5,431	0	0	368	4,712	2
(再掲)児童虐待	19,955	1	0	0	0	0	0	0	1,332	0	0	262	3,442	0
その他	55,175	15	2	5	0	0	0	0	4,176	0	2	289	7,466	54
(再掲)児童虐待	40,083	8	1	3	0	0	0	0	2,514	0	0	200	5,528	13
計	87,243	279	95	33	1,011	134	115	112	10,655	0	28	863	13,155	66
(再掲)児童虐待	64,329	84	45	18	121	8	82	66	4,553	0	17	576	9,694	14

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	39	27,394
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	1	4,638

所況児童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村			保健所等			学校等			その他			(単場)								
		福祉事務所	児童委員の他	その他の児童福祉施設等	警察察	家庭裁判所等	保健所等	医療機関	学級	家庭教育委員会等	里親	児童・知人	近隣人	児童本	の他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
男	825	2	127	18	0	1,121	8	0	35	95	2	0	0	686	209	22	71	3,221	8	10	1	934
女	409	1	140	16	1	955	6	0	35	116	6	0	0	447	144	39	45	2,360	8	11	0	727
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	
計	1,234	3	267	34	1	2,076	14	0	70	211	8	0	0	1,135	353	61	116	5,583	16	21	1	1,663
構成比%	22.1%	0.1%	4.8%	0.6%	0.0%	37.2%	0.3%	0.0%	1.3%	3.8%	0.1%	0.0%	0.0%	20.3%	6.3%	1.1%	2.1%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(所況見相)

(単位:件)

		（再掲）児童虐待通告																															
		その他の相談																															
年 齢	養 護 相 談	児童虐待相談		その他の相談		障 害 相 談		保 健 相 談		肢 体 不 自 由 相 談		視 聽 覚 障 害 相 談		言 語 発 達 障 害 等 相 談		重 症 心 身 障 害 相 談		知 的 障 害 相 談		発 達 障 害 相 談		性 格 行 動 相 談		育 成 相 談		不 登 校 相 談		適 性 相 談		育 児 ・ し づ け 相 談		その他の相談	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	不詳	計											
0歳	216	130	86	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	3	35	258	144									
1歳	192	136	56	0	15	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	14	228	157										
2歳	186	143	43	0	36	0	0	0	3	32	1	0	0	0	0	0	9	2	0	0	7	15	246	161									
3歳	187	143	44	2	81	0	0	0	1	78	2	0	0	0	0	0	15	0	0	0	15	31	316	161									
4歳	177	136	41	0	125	0	0	0	1	123	1	0	0	0	0	0	8	1	0	0	7	17	327	158									
5歳	141	116	25	0	135	1	0	0	0	133	1	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	20	299	123									
6歳	175	143	32	0	70	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	15	7	2	0	6	18	278	159									
7歳	187	156	31	1	120	0	0	0	1	115	4	4	0	0	0	0	24	16	4	0	4	18	354	168									
8歳	197	151	46	0	112	0	0	0	2	110	0	1	0	1	19	16	1	0	0	2	18	347	165										
9歳	177	132	45	0	41	0	0	0	0	41	0	0	5	3	2	25	20	3	0	2	11	259	140										
10歳	175	147	28	0	34	0	0	0	1	32	1	3	1	2	24	14	9	0	1	15	251	159											
11歳	186	147	39	0	80	0	0	0	0	77	3	13	8	5	31	19	11	0	1	11	321	161											
12歳	180	151	29	0	97	0	0	0	0	95	2	16	11	5	53	48	4	0	1	21	367	161											
13歳	182	142	40	0	112	0	0	0	0	112	0	34	16	18	61	54	4	0	3	13	402	154											
14歳	158	125	33	0	79	0	0	0	0	79	0	26	21	5	65	54	9	1	1	13	341	138											
15歳	135	94	41	2	55	0	0	0	1	54	0	22	19	3	57	53	3	0	1	8	279	98											
16歳	145	95	50	1	67	0	0	0	0	64	3	14	12	2	41	39	2	0	0	14	282	104											
17歳	122	85	37	0	155	0	0	0	0	152	3	7	7	0	26	24	2	0	0	5	315	92											
18歳以上	37	16	21	0	52	0	0	0	0	52	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	21	112	3										
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0											
計	3,155	2,388	767	6	1,469	3	0	0	10	1,435	21	146	103	43	488	370	54	1	63	319	5,583	2,606											
構成比%	56.5%	42.8%	13.7%	0.1%	26.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	25.7%	0.4%	2.6%	1.8%	0.8%	8.7%	6.6%	1.0%	0.0%	1.1%	5.7%	100.0%	46.7%											

## (3) 相談内容別対応状況(所)児相

(単位：件)

相談内容	面接指導	他あつかい機関	児童福祉司指導	児童委員指導	児セシタ家庭支援	市町村・指導	福祉事務通	訓戒	所知	約	所	通	児童福祉施設		指医定療機関支委託	里親委託	法4所第号2による送第家庭1項裁第7条の約	障害児用施設等へへの約	その他	計	
													入	所							
養育	護相談	2,831	28	61	56	0	0	16	0	14	0	0	13	0	0	0	0	0	0	104	3,123
児童虐待	虐待相談	2,215	14	45	47	0	0	0	0	8	0	0	6	0	0	0	0	0	0	37	2,372
その他	他の相談	616	14	16	9	0	0	0	16	0	6	0	0	7	0	0	0	0	0	67	751
保健	健害相談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	1,500
障害	害相談	1,239	13	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	227	1,500
肢体不自由	相談	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
視聴覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害	相談	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	22
知的障害	相談	1,221	2	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	222	1,453
発達障害	相談	14	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	21
非行	相談	121	5	8	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	151
<犯行	相談	86	3	6	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	106
触法	相談	35	2	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	45
育成	相談	449	13	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	491
性格行動	相談	343	11	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	375
不登校	相談	48	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	54
適性	相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
育児・しつけ	相談	57	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	61
その他	相談	168	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152	322
計		4,812	59	79	0	1	0	23	0	19	0	0	13	0	0	0	0	0	0	515	5,593
構成比%		86.0%	1.1%	1.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	9.2%	100.0%

(4) 養護相談の理由別対応状況(所沢児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他の 虐待	その他	計
					虐待	その他			
児童福祉施設に入所	0	1	0	0	8	2	3	14	
里 親 委 託	0	2	0	1	6	0	4	13	
面 接 指 導	0	3	8	32	2,274	463	140	2,920	
そ の 他	2	0	0	2	84	40	48	176	
計	2	6	8	35	2,372	505	195	3,123	

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	162	12	212	30	131	1	0	30	19	1,538	134	103	2,372

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	1,064	103	1,105	5	95	2,372

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の自撃等 によるもの			
0～3歳未満	38	1	317	65	41	397	
3～学齢前児童	105	8	338	62	74	525	
小 学 生	254	5	538	92	88	885	
中 学 生	127	12	212	35	30	381	
高校生・その他	60	6	105	21	13	184	
計	584	32	1,510	275	246	2,372	

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(所沢児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察・指導	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	6,812	469	188	43	932	166	118	75	1,130	0	66	306	1,032	42
(再掲)児童虐待	4,245	166	76	22	86	7	65	35	534	0	24	54	547	17
保護者	23,087	9	2	0	0	0	0	0	4,346	0	5	147	3,600	30
(再掲)児童虐待	14,962	1	0	0	0	0	0	0	702	0	0	77	1,894	19
その他	57,791	12	0	5	0	0	0	0	3,536	0	1	186	6,827	200
(再掲)児童虐待	35,679	8	0	4	0	0	0	0	1,891	0	1	86	3,707	71
計	87,690	490	190	48	932	166	118	75	9,012	0	72	639	11,459	272
(再掲)児童虐待	54,886	175	76	26	86	7	65	35	3,127	0	25	217	6,148	107

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	59	25,504
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	4	8,376

熊谷児童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村			保健所等			学校等			その他			(単場)								
		福祉事務所	児童委員の他	その他	児童福祉施設等	警察察等	家庭裁判所等	保健所等	医療機関	学級	家庭教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本	計の他	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
男	664	0	107	4	1	822	14	0	28	31	4	0	0	480	116	14	62	2,347	4	16	0	606
女	409	0	124	3	0	704	3	0	32	52	5	0	0	364	121	30	32	1,879	11	15	0	534
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
計	1,073	0	231	7	1	1,526	17	0	60	83	9	0	0	845	237	44	94	4,227	15	31	0	1,140
構成比%	25.4%	0.0%	5.5%	0.2%	0.0%	36.1%	0.4%	0.0%	1.4%	2.0%	0.2%	0.0%	0.0%	20.0%	5.6%	1.0%	2.2%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(熊谷)児相)

		（単位：件）																																			
		（再掲）児童虐待通告																																			
年 齢	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談		そ の 他 の 相 談		保 障 相 談		肢 体 不 自 由 相 談		視 聽 覚 障 害 相 談		言 語 発 達 障 害 等 相 談		重 症 心 身 障 害 相 談		知 的 障 害 相 談		発 達 障 害 相 談		非 行 相 談		く 犯 行 為 等 相 談		性 格 行 動 相 談		不 登 校 相 談		適 性 相 談		育 成 相 談		育 兒 ・ し づ け 相 談		そ の 他 の 相 談		計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	不詳	計	構成比%														
0歳	152	96	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	170	106													
1歳	141	103	38	0	10	0	0	0	2	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	24	176	116														
2歳	114	89	25	1	26	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	14	158	101														
3歳	149	104	45	0	66	0	0	0	0	65	1	0	0	0	0	14	2	0	0	12	24	253	122														
4歳	128	89	39	0	74	0	0	0	1	70	3	0	0	0	0	7	0	0	0	7	32	241	107														
5歳	121	83	38	1	83	0	0	0	1	80	2	0	0	0	0	28	4	0	0	24	29	262	101														
6歳	142	97	45	0	51	0	0	0	1	49	1	0	0	0	0	29	10	1	0	18	17	239	112														
7歳	148	106	42	0	55	0	0	0	0	55	0	0	0	0	0	18	5	3	0	10	30	251	128														
8歳	129	89	40	0	69	0	0	0	0	69	0	1	0	1	0	17	6	0	1	10	22	238	102														
9歳	113	74	39	0	31	0	0	0	2	27	2	0	0	2	0	12	5	4	0	3	18	176	96														
10歳	110	82	28	0	42	0	0	0	2	37	3	4	0	4	0	8	6	0	0	2	17	181	93														
11歳	139	104	35	1	70	0	0	0	0	67	3	2	1	1	7	6	1	0	0	0	17	236	112														
12歳	125	88	37	0	87	0	0	0	1	83	3	8	4	4	9	8	1	0	0	0	21	250	102														
13歳	132	91	41	0	90	0	0	0	0	84	6	15	4	11	34	31	2	0	1	11	282	107															
14歳	131	91	40	0	71	1	0	0	2	64	4	17	12	5	22	18	1	0	3	16	257	103															
15歳	115	73	42	1	62	0	0	0	4	53	5	5	4	1	11	9	2	0	0	20	214	83															
16歳	118	74	44	3	66	0	0	0	0	61	5	6	6	0	9	9	0	0	0	18	220	87															
17歳	89	49	40	1	164	0	0	0	2	153	9	2	2	0	6	5	1	0	0	19	281	63															
18歳以上	51	17	34	0	74	0	0	0	1	72	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	142	3															
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
計	2,347	1,599	748	8	1,191	1	0	0	19	1,123	48	62	33	29	238	124	16	1	97	381	4,227	1,844															
構成比%	55.5%	37.8%	17.7%	0.2%	28.2%	0.0%	0.0%	0.4%	26.6%	1.1%	1.5%	0.8%	0.7%	5.6%	0.4%	2.9%	0.0%	2.3%	0.0%	9.0%	100.0%	43.6%															

## (3) 相談内容別対応状況(熊谷児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童指導	児童指導	助言指導	続指導	他機関	他あつかい	続指導	市町村・指導	市町村・指導	福祉事務通所	訓練・相談	戒・誓約	所知	所	通所	児童福祉施設	指医定療機関支委託	里親委託	法4所第号2による送達家庭第1項裁判の約束へ	障害児用施設等への約束	その他	計				
	面接	指導																												
	助言	指導																												
養育	護相談	1,932	23	18	36	0	0	142	4	0	27	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,276		
児童虐待	虐待相談	1,352	14	5	31	0	0	139	0	0	18	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,1,568		
その他	他の相談	580	9	13	5	0	0	3	4	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	708	
保健	健害相談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	
障害	害相談	942	7	1	0	0	0	3	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	1,182	
肢体不自由	相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
視覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言語発達障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重症心身障害	相談	2	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	17	
知的障害	相談	897	0	0	0	0	0	3	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	1,115
発達障害	相談	43	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	48
非行	相談	55	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	67
<犯行	相談	28	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	33
触法	相談	27	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	2	0	34
育成	相談	182	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	237
性格行動	相談	115	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	123
不登校	相談	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16	
適性	相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
育児・しつけ	相談	54	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	97	
その他	相談	113	0	51	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214	380	
計		3,231	31	76	38	0	0	145	62	0	27	0	0	8	4	7	521	4,150												
構成比%		77.9%	0.7%	1.8%	0.9%	0.0%	0.0%	3.5%	1.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	12.6%	100.0%											

(4) 養護相談の理由別対応状況(熊谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他の	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	0	0	0	2	18	5	2	27
里 親 委 託	0	2	0	0	6	0	0	8
面 接 指 導	1	4	1	23	1,371	474	99	1,973
そ の 他	2	0	0	5	173	56	32	268
計	3	6	1	30	1,568	535	133	2,276

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	89	32	123	10	83	0	0	24	2	1,063	52	90	1,568

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	702	76	728	5	57	1,568

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの			
0～3歳未満	34	0	223	78	29	286	
3～学齢前児童	63	4	249	60	50	366	
小 学 生	129	7	329	80	75	540	
中 学 生	65	9	142	30	34	250	
高校生・その他	43	2	67	19	14	126	
計	334	22	1,010	267	202	1,568	

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(熊谷児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察・指導	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他所員	
児童	3,962	259	61	64	664	83	37	43	180	0	7	34	530	4
(再掲)児童虐待	2,712	74	46	41	33	1	23	12	127	0	7	21	435	2
保護者	13,527	2	0	1	0	0	0	0	3,363	0	0	47	1,836	0
(再掲)児童虐待	9,306	2	0	1	0	0	0	0	281	0	0	38	1,441	0
その他	43,364	11	0	6	0	0	0	0	1,910	0	5	68	4,596	14
(再掲)児童虐待	29,679	7	0	2	0	0	0	0	829	0	5	51	3,347	0
計	60,853	272	61	71	664	83	37	43	5,453	0	12	149	6,962	18
(再掲)児童虐待	41,697	83	46	44	33	1	23	12	1,237	0	12	110	5,223	2

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	42	22,640
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	0	5,793

越谷児童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村			保健所等			学校等			その他			(単場)								
		福祉事務所	児童委員の他	児童福祉施設等	児童家庭支援	警察察	家庭裁判所等	保健所等	医療機関	学級	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本	その他	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
男	643	2	109	23	0	844	1	0	28	104	29	0	0	539	131	8	36	2,497	12	8	1	409
女	323	1	118	22	0	782	6	0	26	85	12	0	0	345	97	37	28	1,882	11	5	0	350
不詳	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5	7	0	0	14	0	0	0	12
計	966	3	227	45	0	1,627	7	0	54	190	41	0	0	889	235	45	64	4,393	23	13	1	771
構成比%	22.0%	0.1%	5.2%	1.0%	0.0%	37.0%	0.2%	0.0%	1.2%	4.3%	0.9%	0.0%	0.0%	20.2%	5.3%	1.0%	1.5%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別受付状況(越谷児相)

		（再掲）児童虐待通告										(単位：件)										
		その他の相談										計										
年齢	性別	障害相談					育児・しつけ相談					その他相談										
		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	計										
0歳	161	100	61	0	4	0	0	4	0	0	3	2	0	1	21	189	114					
1歳	131	84	47	2	5	0	0	0	5	0	0	2	0	0	2	25	165	102				
2歳	131	90	41	0	25	0	0	1	24	0	0	4	0	0	4	29	189	107				
3歳	148	105	43	0	93	0	0	0	93	0	0	10	2	0	0	8	33	284	126			
4歳	133	114	19	1	91	0	0	1	0	90	0	0	7	3	0	0	4	25	257	122		
5歳	113	91	22	0	143	0	0	0	143	0	0	0	6	0	0	6	17	279	97			
6歳	129	97	32	1	58	2	0	0	1	55	0	0	9	7	0	0	2	33	230	113		
7歳	144	114	30	0	78	0	0	0	78	0	0	2	2	0	15	5	2	1	7	25	264	133
8歳	161	119	42	0	95	1	0	0	3	91	0	1	0	15	6	2	0	7	26	298	133	
9歳	132	108	24	0	37	0	0	0	35	2	2	0	14	12	0	0	2	10	195	117		
10歳	138	104	34	0	22	0	0	0	21	1	6	1	5	12	8	1	0	3	17	195	112	
11歳	119	90	29	0	50	0	0	0	50	0	6	4	2	14	9	4	0	1	22	211	96	
12歳	142	101	41	0	74	0	0	0	73	1	11	9	2	9	6	1	0	2	22	258	115	
13歳	143	85	58	0	96	0	0	0	95	1	18	10	8	27	20	4	1	2	23	307	95	
14歳	147	96	51	0	48	0	0	0	48	0	10	7	3	15	13	2	0	0	24	244	112	
15歳	140	69	71	0	25	0	0	0	1	24	0	13	11	2	11	8	1	0	2	12	201	81
16歳	171	110	61	4	62	0	0	0	60	1	13	10	3	17	13	1	0	3	15	282	121	
17歳	111	61	50	2	78	0	0	1	77	0	14	13	1	8	5	2	0	1	17	230	66	
18歳以上	31	4	27	0	39	0	0	0	39	0	1	1	0	0	0	0	0	0	19	90	0	
不詳	21	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	25	11		
計	2,546	1,753	793	10	1,123	3	0	1	8	1,105	6	97	71	26	200	120	2	58	417	4,393	1,973	
構成比%	58.0%	39.9%	18.1%	0.2%	25.6%	0.1%	0.0%	0.0%	25.2%	0.1%	1.6%	0.6%	4.6%	2.7%	0.5%	0.0%	1.3%	9.5%	9.5%	100.0%	44.9%	

### (3) 相談内容別対応状況(越谷児相)

(单位：件)

(4) 養護相談の理由別対応状況(越谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	0	0	0	2	18	5	2	27
里 親 委 託	0	0	0	0	5	2	0	7
面 接 指 導	3	1	1	47	1,498	562	71	2,183
そ の 他	2	0	0	4	274	40	30	350
計	5	1	1	53	1,795	609	103	2,567

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	149	28	158	18	101	0	0	24	17	1,126	106	68	1,795

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	750	91	871	4	79	1,795

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		計
				暴力の自撃等 によるもの	ネグレクト	
0～3歳未満	24	0	219	68	33	276
3～学齢前児童	88	1	247	61	75	411
小 学 生	186	9	362	90	105	662
中 学 生	86	1	151	39	32	270
高校生・その他	35	1	128	20	12	176
計	419	12	1,107	278	257	1,795

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(越谷児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導						その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
	診察	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	医師		児童心理司等	児童福祉司等	その他所員	
児童	4,925	331	108	79	774	112	96	151	611	0	52	234	761	21
(再掲)児童虐待	3,516	163	91	58	94	8	64	83	382	0	38	88	558	17
保護者	20,351	6	3	4	0	0	0	0	4,252	0	0	191	3,376	22
(再掲)児童虐待	15,049	5	3	2	0	0	0	0	708	0	0	132	2,437	22
その他	43,237	29	3	18	0	0	0	0	1,960	0	5	105	6,457	11
(再掲)児童虐待	30,714	25	1	15	0	0	0	0	934	0	5	76	5,054	7
計	68,513	366	114	101	774	112	96	151	6,823	0	57	530	10,594	54
(再掲)児童虐待	49,279	193	95	75	94	8	64	83	2,024	0	43	296	8,049	46

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	26	18,097
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	7	3,367

草加川児童相談所

(1) 経路別受付状況

		都道府県・市町村			保健所等			学校等			その他			(単場)								
		福祉事務所	児童委員の他	その他の児童福祉施設等	警察察	家庭裁判所等	保健所等	医療機関	学級	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本	の他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
男	401	0	93	4	0	709	7	1	21	80	3	0	1	384	134	12	42	1,892	6	11	0	352
女	221	0	117	8	0	606	2	0	16	71	1	0	0	226	83	19	27	1,397	6	7	0	273
不詳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
計	623	0	210	12	0	1,315	9	1	37	151	4	0	1	610	217	31	69	3,290	12	18	0	625
構成比%	18.9%	0.0%	6.4%	0.4%	0.0%	40.0%	0.3%	0.0%	1.1%	4.6%	0.1%	0.0%	0.0%	18.5%	6.6%	0.9%	2.1%	100.0%				

## (2) 相談内容、年齢別愛付状況(草加県相)

(单位：件)

## (3) 相談内容別対応状況(草加児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	児童指導	児童指導	助言指導	続指導	他機関	他あつかい	続指導	市町村・指導	市町村・指導	福祉事務通	福祉社事務通	訓練	戒・誓約	所知	所	所	通	児童福祉施設		指医定療機支委託	里親委託	法4所第号2による家庭第1項裁判送致	障害児用施設等への約束	その他	計		
	入	出																													
	児童指導	児童指導																													
養育	護相談	1,709	14	49	37	0	0	52	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1,905		
児童虐待	虐待相談	1,385	13	46	35	0	0	52	0	0	0	14	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,556		
その他	他の相談	324	1	3	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	349		
保健	健害相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	844	
障害	害相談	694	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136	844	
肢体不自由	相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
視覚障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害	相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障害	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障害	相談	671	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135	817
発達障害	相談	21	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
非行	相談	114	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	126
<触犯行為	相談	94	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99
性格行動	相談	20	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	27
不適性	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ	相談	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31
その他	相談	121	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	211
計		2,793	21	63	38	0	0	52	12	0	0	19	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	247	3,252		
構成比%		85.9%	0.6%	1.9%	1.2%	0.0%	0.0%	1.6%	0.4%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	100.0%			

(4) 養護相談の理由別対応状況(草加児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	疾 病 (入院を含む)	家族環境		その他の	計
					虐 待	その他の		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	14	1	2	18
里 親 委 託	0	0	0	2	4	0	0	6
面 接 指 導	3	0	0	23	1,444	228	74	1,772
そ の 他	0	0	1	0	94	9	5	109
計	3	0	1	26	1,556	238	81	1,905

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	119	7	145	14	63	0	0	15	11	983	97	102	1,556

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	659	82	699	10	106	1,556

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)		ネグレクト	計
				暴力の自撃等 によるもの			
0～3歳未満	32	0	198	28	30	260	
3～学齢前児童	75	3	247	35	79	404	
小 学 生	143	7	326	46	75	551	
中 学 生	74	1	133	16	24	232	
高校生・その他	41	4	49	5	15	109	
計	365	15	953	130	223	1,556	

## (5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(草加児相)

(単位：件)

調査・社会診断指導	医学的診断指導				心理診断指導				その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
	診察・指導	医学的検査	その他の検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他所員	
児童	4,452	260	45	120	522	118	87	92	584	0	45	245	800	0
(再掲)児童虐待	3,289	113	21	94	53	14	50	32	359	0	27	170	694	0
保護者	17,868	0	0	1	0	0	0	0	2,479	0	0	67	3,111	0
(再掲)児童虐待	13,293	0	0	1	0	0	0	0	218	0	0	46	2,545	0
その他	36,265	3	1	4	0	0	0	0	2,105	0	2	132	5,998	0
(再掲)児童虐待	25,770	1	0	3	0	0	0	0	1,055	0	0	107	5,111	0
計	58,585	263	46	125	522	118	87	92	5,168	0	47	444	9,909	0
(再掲)児童虐待	42,352	114	21	98	53	14	50	32	1,632	0	27	323	8,350	0

## (6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	19	14,841
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	8	2,578

### 3 診 斷

---

(1) 医学的診案件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
精神科	135	107	144	181	188	78	53
小児科	186	89	26	173	165	237	47
計	321	196	170	354	353	315	100

(2) 各種証明書発行件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
特別児童扶養手当認定診断書	220	200	220	285	216	194	149	1,484
重度認定書	7	5	12	8	6	12	3	53
各種証明書	131	121	182	246	146	114	163	1,103
計	358	326	414	539	368	320	315	2,640

(3) 療育手帳判定実施状況

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
最重度	54	69	102	120	74	73	49	541
重度	110	117	131	142	95	101	64	760
中度	136	117	160	188	137	126	100	964
軽度	321	241	409	374	302	322	215	2,184
非該当	52	43	89	87	40	77	43	431
合計	673	587	891	911	648	699	471	4,880
取下げ	5	7	7	12	12	7	11	61

#### 4 里親委託

##### (1) 里親数

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
登録里親数	前年度末現在	92	100	108	173	88	72	46	679
	新規登録	8	8	10	18	7	11	1	63
	登録取消	9	8	7	7	0	6	5	42
	年度末現在	91	100	111	184	95	77	42	700
委託里親数	前年度末現在	29	36	32	55	23	17	10	202
	新規委託	6	6	9	19	7	10	7	64
	委託終了	8	6	8	13	6	4	5	50
	年度末現在	27	36	33	61	24	23	12	216

##### (2) 委託児童数 (( )内はファミリーホームの児童数を別掲)

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
前年度末委託児童数		32 (9)	37 (22)	36 (11)	60 (3)	25 (22)	18 (11)	13 (6)	221 (84)
新規委託児童数		7 (3)	19 (1)	13 (1)	27 (.0)	9 (7)	16 (5)	7 (.0)	98 (17)
児童福祉施設から受託		2	5	7 (1)	10	6 (1)	8	2	40 (2)
家庭から受託		4 (3)	4	2	8	2 (2)	4 (3)	1	25 (8)
その他		1	10 (1)	4	9	1 (4)	4 (2)	4	33 (7)
委託終了児童数		9 (2)	17 (5)	11 (3)	20 (1)	8 (3)	10 (4)	6 (1)	81 (19)
解除		4 (2)	7 (3)	7 (1)	14 (1)	7 (3)	4 (.0)	6 (1)	49 (11)
家庭引取り		1		4		1		2	8 (.0)
普通養子縁組		1							1 (.0)
特別養子縁組		1	5	2	6	3	1	1	19 (.0)
18歳に達したため		1	(1)			1	1		3 (1)
逃亡			(1)						0 (1)
死亡									0 (.0)
就職			(1)	(1)		1 (2)		1 (1)	2 (5)
その他		(1)	2 (1)	1	8 (1)	1 (1)	2	2	16 (4)
変更		5 (.0)	10 (2)	4 (2)	6 (.0)	1 (.0)	6 (4)	0 (.0)	32 (8)
児童福祉施設に入所		1		(2)			(1)		1 (4)
他の里親に委託			9 (1)	1	5		4 (3)		19 (4)
その他		4	1	3	1	1	2		12 (.0)
年度末委託児童数		30 (10)	39 (18)	38 (9)	67 (2)	26 (26)	24 (12)	14 (5)	238 (82)

(3) 年齢階級別年度末委託児童数 (( )内はファミリーホームの児童数を別掲) (単位：人)

年齢	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
0歳			1	2		1		4 (.0)
1歳			3	1	3	2	1	10 (.0)
2歳		5	4		2	5		16 (.0)
3歳	2 (1)	2	1	1	1	2 (1)	2	11 (2)
4歳	2	3	2	3	1	2	2	15 (.0)
5歳	2	3	3	7	1 (1)	(1)	1	17 (2)
6歳	2	1 (3)		10	1		2	16 (3)
7歳	2 (1)	1 (1)	4	6	1 (1)	2		16 (3)
8歳	1 (1)	2 (2)	3	2	1 (2)		1	10 (5)
9歳		3	(3)	3 (1)	3 (4)	(3)		9 (11)
10歳	2	4 (3)	1	2	(2)	1	(1)	10 (6)
11歳		3 (2)	2	5	1 (1)	(3)	1	12 (6)
12歳	3 (2)	2 (2)	(1)	2		1 (1)		8 (6)
13歳	2	3 (1)	2	2	2 (1)			11 (2)
14歳	3	2	3		1 (3)	2 (2)	2 (1)	13 (6)
15歳	1 (1)	2	1 (1)	5	1 (3)	4	1 (1)	15 (6)
16歳	3 (1)	1	1 (1)	7	1 (3)			13 (5)
17歳	4 (2)	1 (3)	2 (2)	6	3 (2)	2 (1)	(1)	18 (11)
18歳		(1)	4	2	1 (2)			7 (3)
19歳	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)	2 (1)		1 (1)	7 (5)
計	30 (10)	39 (18)	38 (9)	67 (2)	26 (26)	24 (12)	14 (5)	238 (82)

福祉行政報告例第57表より

## 5 児童虐待防止対策事業

### (1) 児童相談所における市町村職員実務研修等実績

#### ア 市町村担当者に対する研修

児 相	研修の名称	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
		実施延 べ回数	参加 人数	実施延 べ回数	参加 人数	実施延 べ回数	参加人 数
中央	管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議（1回）	9	66	7	63	7	47
	管内市町児童福祉担当新任職員研修会（計2回）						
	管内市町児童相談研修会（対応力向上）（1回）						
	児童相談所と教員との連携研修（計5回）						
南	管内児童福祉主管課長と児童相談所長との連絡会（1回）	4	31	5	32	8	15
	管内3市実務職員研修（計3回）						
川 越	市町村新任児童相談担当職員等研修会（Zoom開催）（1回）	3	87	3	62	3	71
	管内市町村児童虐待対応担当課長会議（Zoom開催）（1回）						
	市町村新任児童相談担当職員等研修会（三会議傍聴研修）（1回）						
所 沢	管内市児童相談主管課長会議（1回）	6	79	2	33	1	18
	要保護児童対策実務者基礎研修会（1回）						
	三会議体験研修（計2回）						
	児童虐待対応キーパーソン養成研修（計2回）						
熊 谷	管内市町児童福祉主管課長会議（1回）	7	71	8	66	10	60
	管内市町児童福祉担当者会議兼研修会（1回）						
	三会議（受理・診断・処遇会議）体験研修（計4回）						
	リスクアセスメント研修（1回）						
越 谷	管内市町児童福祉担当主管課長会議（1回）	7	52	7	51	9	52
	管内市町職員研修Ⅰ（1回）						
	管内市町職員研修Ⅱ（1回）						
	三会議の見学研修（計4回）						
草 加	管内児童福祉主管課長会議（1回）	5	23	5	27	3	20
	キーパーソン研修（計2回）						
	三会議傍聴研修（計2回）						
計		41	409	36	327	41	283

イ 三会議による研修（前記アから再掲）

児相	研修の内容	参加人数			
		R6	R5	R4	R3
中央	三会議の見学 8/22 (児童相談所と教員との連携研修 再掲)	1回	2	2	2
南	三会議(受理・診断・処遇会議)見学、質疑応答 11/28、12/5、12/12 (管内3市実務職員研修 再掲)	計3回	16	17	15 24
川越	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴、質疑応答 9/5 (市町村新任児童相談担当職員等研修会 再掲)	1回	27	17	23 28
所沢	三会議についての説明、参加 12/12、12/19 (三会議体験研修 再掲)	計2回	12	-	- -
熊谷	三会議の見学研修 7/4、7/11、7/18、7/25 (三会議(受理・診断・処遇会議)体験研修 再掲)	計4回	22	15	17 10
越谷	三会議の見学参加 12/12、1/9、1/16、2/6 (三会議の見学研修 再掲)	計4回	16	12	18 -
草加	三会議傍聴 11/7、11/14 (三会議傍聴研修 再掲)	計2回	6	12	7 5
計			101	75	82 69

ウ セミナー・講演会形式・主任児童委員を対象とした研修

児相	実施日	研修名	主な内容	主な 参加機関名	参加 人数
中央	R6.6.19	上尾市主任児童委員連絡会	児童相談所の役割について	上尾市民生委員、児童委員、主任児童委員	20
	R6.8.26	管内市町児童相談研修会	「こども家庭センター設置を見据えて、母子保健と子ども家庭福祉との連携を考える～妊娠期のリスクアセスメントから～」	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者	19
	R6.9.3	北本市民生委員・児童委員施設見学	中央児童相談所の概況等	北本市民生委員、児童委員、主任児童委員	16

(2) 要保護児童対策地域協議会実施・参加状況

児 相	会議	開催参加回数		
		R6	R5	R4
中 央	代表者会議	8	8	8
	実務者会議	58	58	55
南	代表者会議	3	3	3
	実務者会議	57	55	56
川 越	代表者会議	19	18	17
	実務者会議	95	92	90
所 沢	代表者会議	8	8	8
	実務者会議	78	68	68
熊 谷	代表者会議	15	14	11
	実務者会議	91	91	85
越 谷	代表者会議	7	7	6
	実務者会議	47	47	42
草 加	代表者会議	4	4	4
	実務者会議	35	35	35
計	代表者会議	64	62	57
	実務者会議(臨時を含む)	461	446	431
	会議合計	525	508	488

個別ケース検討会議参加回数

	参 加 回 数							合 計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
4月	6	1	4	4	7	1	2	25
5月	3	2	3	11	15	7	3	44
6月	4	6	9	9	9	6	4	47
7月	10	6	5	8	17	12	2	60
8月	4	4	1	8	5	5	4	31
9月	4	1	5	10	6	9	0	35
10月	8	5	4	14	6	7	2	46
11月	8	4	0	7	9	8	4	40
12月	9	4	4	9	5	10	2	43
1月	7	8	1	7	9	4	2	38
2月	6	1	4	9	10	7	4	41
3月	15	0	5	9	22	11	3	65
合 計	84	42	45	105	120	87	32	515
R5合計	86	63	52	64	76	68	70	479
R4合計	87	84	79	80	56	93	45	524

(3) 関係機関との連絡会議

ア 警察等との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R6.5.31	警察署等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止に向けた関係機関の連携について</li> <li>・DVD 視聴による臨検・捜索訓練</li> </ul>	管内警察署生活安全課、さいたま地方検察庁、県警察本部人身安全対策課、こども安全課
南	R6.7.17	管内各警察署との連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の状況等についての情報交換</li> <li>・協議・意見交換</li> <li>・臨検・捜索訓練（ビデオ視聴）</li> </ul>	さいたま地方検察庁、県警察本部人身安全対策課、管内警察署（川口、蕨、武南）、こども安全課
川越	R6.10.22	児童相談所と管内警察署等との連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内警察署等との情報・意見交換</li> <li>・協議</li> </ul>	管内各警察署、県警本部少年課、さいたま地方検察庁及び同庁川越支部、こども安全課
所沢	R6.10.25	警察署等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換</li> <li>・臨検・捜索訓練</li> </ul>	管内警察署、県警本部、こども安全課
熊谷	R6.7.25	管内警察署等と児童相談所との連絡会及び臨検捜索訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の児童相談所の相談状況及び警察通告の受理と処理内容について（熊谷児相）</li> </ul> </li> <li>○情報提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所と警察との連携について（こども安全課・県警本部）</li> <li>・検察庁の取組みについて（検察庁）</li> </ul> </li> <li>○各警察署の児童虐待及び少年非行への対応状況について（各警察署）</li> <li>○協議・意見交換</li> <li>○臨検・捜索訓練</li> </ul>	県警本部人身対策安全課 管内 10 警察署少年係等 さいたま地方検察庁・同熊谷支部、こども安全課
越谷	R6.7.30	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度児童相談の概要について</li> <li>・令和5年度各警察署等による少年非行・児童虐待通報等の状況について</li> <li>・児童相談所からのFAXによる情報提供件数（さいたま地方検察庁資料）</li> <li>・臨検・捜索訓練</li> </ul>	管内5警察署、県警本部、さいたま地方検察庁、こども安全課
草加	R6.9.27	警察等連絡会議	情報交換、臨検・捜索訓練	こども安全課、県警本部、草加警察署、吉川警察署

イ 保健所・保健センター等保健機関との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R6.5.21	管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議（再掲）	(1) 中央児童相談所における児童相談の状況について (2) 児童相談所と市町の連携について (3) 各市町等における児童虐待相談等の状況及び要保護児童対策地域協議会の運営状況について (4) こんにちは赤ちゃん事業について (5) 里親委託の推進について	管内市町児童福祉主管課長、母子保健主管課長
	R6.5.29	管内市町児童福祉担当新任職員研修会（再掲）	(1) 児童相談所の概要について (2) 児童相談の対応について (3) 家族支援について (4) 療育手帳等について (5) 里親制度について (6) 一時保護所について	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課、障害福祉主管課担当者
	R6.7.3	第2回管内市町児童福祉担当新任職員研修会（再掲）	(1) 虐待通告の電話相談について (2) 虐待通告の訪問調査について	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者
	R6.8.26	管内市町児童相談研修会（再掲）	講義「こども家庭センター設置を見据えて、母子保健と子ども家庭福祉との連携を考える～妊娠期のリスクアセスメントから～」	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者
	R6.10.1	第2回管内市町児童相談研修会（対応力向上）（再掲）	(1) ジェノグラムの描き方と活用のコツ (2) リスクアセスメントについて (3) 演習（グループワーク）	管内市町児童福祉主管課、母子保健主管課担当者
川越	R6.6.6	管内市町村児童虐待対応担当課長会議（Zoom 開催）（再掲）	児相における虐待相談等の状況、児相からの連絡事項 各市町村における虐待対応等の状況、意見交換	管内市町村児童福祉主管課、保健センター

ウ その他の連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R6.7.3	中央児童相談所里親委託等推進委員会	(1) 里親委託等について ・中央児童相談所の状況について ・市町の状況について ・施設の状況について (2) 埼玉県里親会中央ゆずりは会の活動について	管内市町児童福祉主管課、里親支援専門相談員、里親
南	R6.11.9	里親委託等推進会議	・児童相談所の里親委託状況 ・南はなみずき会の令和6年度活動状況 ・管内各市の取り組み ・里親支援専門相談員等の活動状況 ・情報交換等	管内各市児童福祉主管課、里親支援専門相談員、里親
川越	R6.12.19	家庭裁判所と児童相談所の連絡会議	家庭裁判所との情報・意見交換及び協議	家庭裁判所、川越児相所沢児相
熊谷	R6.5.21	管内療育手帳業務連絡会議	療育手帳の進達手続き等の方法	管内市町児童福祉主管課 12か所
越谷	R7.2.12	里親委託等推進会議	里親委託の状況、里親支援専門相談員活動状況、越谷さくらんぼの会及び県里親会の活動、管内市町の取組み	管内市町児童福祉主管課、児童養護施設里親支援専門相談員、越谷さくらんぼの会
草加	R6.7.3	里親委託等推進会議	状況報告・情報交換	草加市、八潮市、三郷市、里親支援専門相談員、地域里親会

## 6 児童相談法的対応強化事業

---

児童虐待等の相談に際し、子どもや家族に関する法律的な解釈や適用、児童福祉法に基づく家事審判に係る手続き等について、弁護士から専門的な助言・指導を受けることにより相談業務の適正化を図った。

(令和6年度実績)

	法 律 相 談		その 他 弁 護 士 活 動
	定 期	隨 時	
中央	8日 13件	0回 0件	2日
南	14日 25件	0回 0件	6日
川越	10日 21件	2回 2件	4日
所沢	5日 11件	10回 10件	2日
熊谷	12日 9件	3回 3件	2日
越谷	8日 12件	9回 11件	2日
草加	10日 15件	2回 2件	0日
計	67日 106件	26回 28件	18日

## 7 地域・家族支援活動

---

児童相談所カウンセリング強化事業

児相	実 施 事 業	実 施 日	回数	参加者
南	MY TREE ペアレンツ・プログラム	令和6年9月3日～ 令和7年3月4日	14	4 (内、修了者3)

注) 参加者数は、グループ参加人数。

## 8 職員研修等

(注)以下、参加人数は延べ人数。

### (1) 中央児童相談所企画調整担当主催

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 童 相 談 所 合 同	児童相談所職員研修 オリエンテーション研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB	1	65
	新任職員基礎研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB 弁護士 松山馨 氏 社会福祉課職員、発達障害総合支援センター職員、男女共同参画推進センター職員、上尾市東保健センター職員、乳児院職員、児童養護施設職員	3	161
	保護担当新任職員研修	児童相談所職員	2	31
	児童相談所2年目職員研修	児童相談所職員	3	179
	NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏 明治学院大学教授 野末武義 氏 ピヨンドザボーダー(株) 安藤亘 氏			
	児童相談所2年目職員研修（埼玉版機中八策）	児童相談所職員	3	52
	里親委託促進研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB 埼玉県里親会理事長 保角美代 氏	1	55
	一時保護施設の設備及び運営に関する基準第17条に定める研修	静岡県中央児童相談所所長 市原真記 氏	1	28
	保護担当性的虐待対応ガイドライン実務研修	児童相談所職員	1	11
	児童心理司1年目研修	児童相談所職員	2	32
	児童心理司2年目研修	児童相談所職員	2	38
	児童心理司3年目研修	児童相談所職員	2	30
	児童心理司テーマ別研修 WISC-V	日本臨床発達心理士会茨城支部長 大六一志 氏	1	24
	児童心理司テーマ別研修 P-Fスタディ	東京P-Fスタディ研究会会長 藤田圭一 氏	1	27
	施設職員と児相職員との合同研修 ※埼玉県児童福祉施設協議会との共催	児童相談所職員、児童養護施設職員	2	66
	性的虐待対応ガイドライン研修	愛育研究所 山本恒雄 氏	1	53
	性的虐待対応初期調査研修	愛育研究所 山本恒雄 氏	1	34
	法的被害事実確認面接（NICHDプロトコル研修）	立命館大学教授 理化学研究所理事 仲真紀子 氏	2	42
	テーマ別研修 児童福祉司のスーパービジョン トラウマ・インフォームド・ケア	日本社会事業大学専門職大学院講師 須江泰子 氏 兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長 鎌岡智美 氏	1 1	23 106
	チャレンジ学習会 心理支援知識・技術習得のための勉強会 外部講師による研修会（メンバー内）「児童相談所におけるプレイセラピーの実践について」	児童相談所職員 オフィス湯野代表 湯野貴子 氏	通年 1	13 11
	サインズ・オブ・セイフティ（SofS）を学ぶ オープン講座「サインズ・オブ・セーフティに関する実践報告及び意見交換」	児童相談所職員 児童相談所職員	通年 1	8 23
	発達障害児（愛着障害児）、精神障害児の対応について 外部講師による研修会（メンバー内）「発達障害児、愛着障害児に対する児童支援」		通年 1	9 7
		嵐山学園 上野陽弘 氏		

(2) 所内研修

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	新任職員所内研修	児童相談所職員	7	68
	TF-CBTコンサルテーション	兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長 龜岡智美 氏	11	98
	心理グループ研修	児童相談所職員	5	40
南	新任職員所内研修	児童相談所職員	4	63
	所内実務講座	児童相談所職員	14	171
	家族支援心理職員事例検討	児童相談所職員	3	15
	心理職員研修	児童相談所職員	1	18
川越	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	11	98
	心理グループ研修	児童相談所職員	6	96
	ライフストーリーワーク	立命館大学衣笠総合研究機構 德永祥子 氏	1	29
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義 氏	1	18
	所内研修（法対応、司法審査）	児童相談所職員	2	100
所沢	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	7	84
	里親委託ステップアップ研修	福岡市こども家庭課 こども福祉係長 宗健太郎 氏	1	7
	所内ミニ研修		1	6
	①電話対応について		1	20
	②負担金認定事務について		1	17
	③家族支援評価シートについて		1	21
	④心理判定について		1	9
熊谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	5	55
	「記録の書き方 ～児童相談所と家庭裁判所を対比して～」	児童相談所職員	1	31
	「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ ～実践例をまじえて～」	児童相談所職員	1	21
越谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	9
	新任業務研修	児童相談所職員	7	49
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義 氏	3	71
	職員研修会「ASD児の皮肉文理解について - MSSTテストから見えること -」	針生ヶ丘病院 木野田昌彦 氏	1	94
	心理職員研修	児童相談所職員	5	75
草加	新規採用・新任職員オリエンテーション研修	児童相談所職員	1	6
	所内職員研修	児童相談所職員	23	195
	児童心理司研修	児童相談所職員	8	82
	職員研修会（事例検討）	明治学院大学教授 野末武義 氏	2	33
	職員研修会（事例検討）	大正大学名誉教授 近藤直司 氏	4	60

(3) 外部派遣研修

児相	研修テーマ	研修実施機関	参加人数
中央	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会	日本子ども虐待防止学会	3
	児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	国立保健医療科学院	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (茨城県中央児相)	3
南	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所メタスパーバイザーブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所弁護士、児童福祉司等合同研修	西日本こども研修センターあかし	1
	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会	日本子ども虐待防止学会	2
	発達障害に伴いやさしい問題への支援	発達障害総合支援センターまほろば	2
	産後の母親のメンタルヘルス	健康長寿課、こども安全課	1
川越	児童心理司指導者研修	子どもの虹情報研修センター	1
	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会	日本子ども虐待防止学会	2
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (茨城県中央児相)	2
所沢	里親リクルート研修	家庭養護支援機構	1
	里親支援センター人材育成研修	日本福祉大学	2
	里親業務担当者研修	家庭養護支援機構	2
	埼玉県児童福祉研究会	埼玉県児童福祉研究会	1
	保護者支援トレーナー養成講座	こども安全課	2
	DV被害者支援担当者研修2	婦人相談センター	1
	PTSD対策専門研修B.専門コース	国立精神・神経医療研究センター	3
	PTSD対策専門研修C.犯罪・性犯罪被害者コース	国立精神・神経医療研究センター	4
	一時保護時の司法審査に関する研修会	児童相談所内弁護士協会	1
	里親制度オンラインシンポジウム	朝日新聞社	1
	里親リクルート改善イベント	マッキンゼー アンド カンパニー	2
	里親業務担当者研修	早稲田大学社会的養育研究所	2
	フォースタリングフォーラム	日本福祉大学	5
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (茨城県中央児相)	3
熊谷	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会	日本子ども虐待防止学会	3
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	国立保健医療科学院	1
	2024年度テーマ別研修「心の中の自分史を再構築するために」	子どもの虹情報研修センター	1
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (茨城県中央児相)	3
	児童相談所児童福祉司SVを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	西日本こども研修センターあかし	1
	児童相談所一時保護所職員実務者研修	国立武藏野学院付属人材育成センター	3
	児童相談所一時保護施設スーパーバイザー研修	国立武藏野学院付属人材育成センター	1
越谷	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会	日本子ども虐待防止学会	3
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (茨城県中央児相)	4
草加	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会	日本子ども虐待防止学会	2
	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会事務局 (茨城県中央児相)	2

(4) 法定研修

研修名称	研修実施機関	修了者数
児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター	2
指導教育担当児童福祉司任用前研修	子どもの虹情報研修センター	14
児童福祉司任用後研修	こども安全課	24
児童福祉司任用後研修	国立武藏野学院付属人材育成センター	8
児童福祉司任用前講習会	こども安全課	0
児童福祉司任用資格認定講習会	こども安全課	0

(5) 家族再統合のための治療的プログラム事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	親子相互交流療法 (PCIT) ・紹介研修 ・SV研修	武藏野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀 氏 武藏野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀 氏 取りまとめ（中央児相）	1 6	31 131

(6) 権利擁護機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	被害確認面接 ・NICHD SV研修 ・NICHD 応用研修 ・NICHD バックスタッフ研修	カウンセリングルームまるやま 丸山恭子 氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄 氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄 氏 取りまとめ（越谷児相）	3 1 1	71 29 28

(7) 児童相談所職員等の専門性向上事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	埼玉版機中八策（たまさく）習得講座（2日間） 「子ども虐待としてのDV（TTTプログラム研修）」 TF-CBTイントロダクトリーや TF-CBTコンサルテーション	児童相談所職員 武藏野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀 氏 兵庫県こころのケアセンター 鎌岡智美 氏 兵庫県こころのケアセンター 鎌岡智美 氏 取りまとめ（中央児相）	2 1 1 13	15 44 41 299

(8) その他 外部専門家スーパーバイズ機能強化事業

児相	テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児相	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの講義 事例のスーパーバイズ 家族・自立支援担当の児童心理司の役割について	立正大学 准教授 鈴木浩之 氏 武藏大学心理臨床センター 主任相談員 上原由紀 氏 取りまとめ（所沢児相）	1 7 1	113 116 28

	所長名	郵便番号	住所	電話番号
中央児童相談所	岡田 真彦	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	堀越 陽子	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
朝霞児童相談所	糸永 悅史	351-0016	朝霞市青葉台1-10-63	048-465-4152
川越児童相談所	有光 博	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	岩元 貴博	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	大木 正仁	360-0014	熊谷市箱田5-13-1	048-521-4152
越谷児童相談所	沼田 孝司	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
草加児童相談所	山田 紀子	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

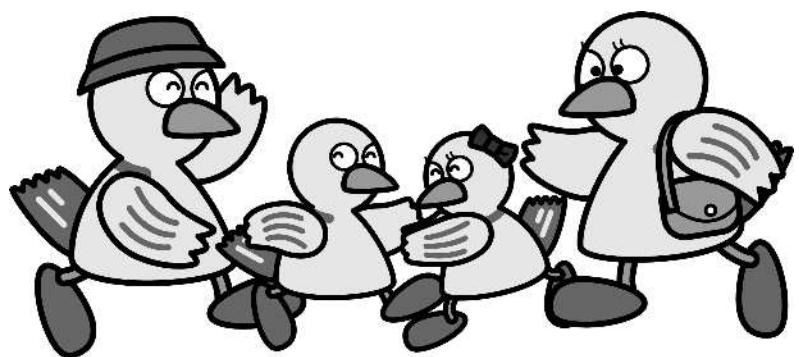
---

令和7年度版（令和6年度実績） 児童相談所業務概要  
埼玉の児童相談

---

令和7年11月  
発行 埼玉県中央児童相談所

---



埼玉県のマスコット コバトン